

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 1 3 号
発行日 令和 3 年 1 1 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○ 告 示

- 綾部市国民健康保険証の無効告示
(市民・国保課)・・・1
- 介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者の指定告示
(高齢者支援課)・・・2
- 令和3年9月綾部市議会定例会において認定された決算の要領の公表
(財政課)・・・3
- 地縁団体変更告示(西屋自治会)
(市民協働課)・・・4
- 綾部市病児保育事業実施要綱の制定
(こども支援課)・・・5
- 子ども・子育て支援法により確認した子ども・子育て支援施設等及び確認を辞退した子ども・子育て支援施設等の公示
(こども支援課)・・・10
- 令和3年9月末における財政に関する事項の公表について
(財政課)・・・11

○ 訓 令 甲

- 綾部市職員業務用チャットツールの利用に関する規程の制定
(行政デジタル推進課)・・・39

○ 公 告

- 市道田野岡倉線(岡倉橋)橋梁補修工事条件付一般競争入

札について

- (監理課)・・・43
 - I・Tビル電気設備改修工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・53
 - インフルエンザ予防接種の実施について
(保健推進課)・・・63
 - 小学校特別教室・放課後学級空調設備整備工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・64
 - 中学校特別教室空調設備整備工事その2条件付き一般競争入札について
(監理課)・・・74
 - 小学校特別教室空調設備整備工事その4条件付一般競争入札について
(監理課)・・・86
 - 宮代コミュニティセンターエレベーター改修工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・98
 - 位田町ほ場整備配水管布設替工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・108
 - 公示送達
(税務課)・・・118
 - 所有者の判明しない動物の収容について
(保健推進課)・・・119
- ### ○ 教育委員会告示
- 令和3年度第7回綾部市教育委員会会議の招集告示
・・・120
- ### ○ 選挙管理委員会告示
- 令和3年10月31日執行予

定の衆議院小選挙区選出議員 選挙におけるポスター掲示場 の設置場所	票管理者及び同職務代理者の 選任	・ ・ ・ 135
・ 令和3年10月31日執行予 定の衆議院小選挙区選出議員 選挙における候補者の氏名及 び党派別の掲示の掲載順序を 定めるくじを行う場所及び日 時	・ 令和3年10月31日執行の 衆議院議員総選挙における期 日前投票所の投票管理者及び 同職務代理者の選任	・ ・ ・ 137
・ 綾部市条例の制定又は改廃等 の請求に要する有権者総数の 50分の1の数	・ 令和3年10月31日執行の 衆議院議員総選挙の投票所を 閉じる時刻の繰り上げ	・ ・ ・ 139
・ 綾部市議会の解散等の請求に 要する有権者数の3分の1の 数	・ 令和3年10月31日執行の 衆議院議員総選挙及び最高裁 判所裁判官国民審査における 綾部市開票区の開票の場所及 び日時	・ ・ ・ 140
・ 合併協議会設置協議について 投票請求に要する有権者総数 の6分の1の数	・ 令和3年10月31日執行の 衆議院議員総選挙における綾 部市開票区の開票管理者及び 同職務代理者の選任	・ ・ ・ 141
・ 令和3年10月31日執行の 衆議院議員総選挙及び最高裁 判所裁判官国民審査における 各投票区の投票所	・ 令和3年10月31日執行の 衆議院議員総選挙における開 票立会人を決める場所及び日 時	・ ・ ・ 142
・ 令和3年10月31日執行の 衆議院議員総選挙における期 日前投票所	・ 令和3年10月31日執行の 衆議院議員総選挙における投 票管理者職務代理者の変更	・ ・ ・ 143
・ 令和3年10月31日執行の 衆議院議員総選挙において在 外選挙人名簿に登録されてい る選挙人の国内における期日 前投票所	・ 令和3年10月31日執行の 衆議院議員総選挙における開 票を開始する時刻の繰り下げ	・ ・ ・ 144
・ 令和3年10月31日執行の 衆議院議員総選挙における投		

綾部市告示第185号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和3年10月4日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
令和 2年 4月 6日	綾0307-31006	平成30年11月15日
令和 2年 7月 9日	綾0504-81001	昭和57年 2月26日
令和 3年 4月 1日	綾0606-43018	昭和31年 5月 2日
令和 2年 4月 1日	綾0811-51002	昭和29年 2月25日
令和 2年 4月 1日	綾0830-63051	昭和34年 5月14日
令和 2年 4月 1日	綾0837-62007	昭和23年12月27日
令和 2年 4月 1日	綾0837-71009	昭和26年 2月21日
令和 2年 4月 1日	綾0906-21025	昭和24年 5月31日
令和 2年 4月 1日	綾1008-73012	昭和23年 3月31日

綾部市告示第186号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者について、法第79条第1項の規定により指定したので、法第85条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年10月13日

綾部市長 山崎善也

- 1 申請者の名称 株式会社 Sowan
- 2 サービスの種類 居宅介護支援
- 3 事業所の名称 居宅介護支援事業所 そわん
- 4 事業所の所在地 綾部市延町鳥居12番地2
- 5 事業所番号 2671800338
- 6 指定年月日 令和3年10月15日

綾部市告示第 1 8 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 6 項の規定に基づき、令和 3 年 9 月綾部市議会定例会において認定された決算の要領を次のとおり公表する。

令和 3 年 1 0 月 1 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 2 年度綾部市一般会計歳入歳出決算
- 2 令和 2 年度綾部市市立診療所等特別会計歳入歳出決算
- 3 令和 2 年度綾部市農林業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算
- 4 令和 2 年度綾部市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 5 令和 2 年度綾部市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 6 令和 2 年度綾部市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 7 令和 2 年度綾部市駐車場特別会計歳入歳出決算
- 8 令和 2 年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計歳入歳出決算
- 9 令和 2 年度綾部市上水道事業決算
- 1 0 令和 2 年度綾部市下水道事業決算
- 1 1 令和 2 年度綾部市病院事業決算

（以下掲示済）

綾部市告示第188号

地縁による団体「西屋自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年10月18日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市八津合町神谷106番地 葛 目 光 男 に変更する

2 変更の年月日

令和3年10月1日

3 変更の理由

健康上の理由による交代

綾部市告示第189号

綾部市病児保育事業実施要綱を次のように定める。

令和3年10月25日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市病児保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童及び保護者の福祉の向上を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第13項に規定する病児保育事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 事業の対象となる児童は、生後おおむね4か月以上の乳児、幼児又は小学校に就学している児童であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する児童

ア その児童の保護者が、本市に居住又は勤務している者

イ 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期には至らない又は回復期にあり、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難である児童

(2) 市長が特に必要と認める児童

(実施施設)

第3条 実施施設は、綾部市立病院内に設置する専用スペースとする。

(実施時間及び休業日)

第4条 事業の実施時間は、午前8時から午後6時までとする。

2 事業の休業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、8月13日から同月15日まで及び12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用定員)

第5条 事業の利用定員は、1日当たり5人以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の申込み)

第6条 事業を利用しようとする児童の保護者は、綾部市病児保育事業利用申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用可否の決定)

第7条 市長は、前条の申込みがあった場合は、速やかにその内容を審査し、利用の可否の決定を行うものとする。

(利用の制限)

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用を拒むことができる。

(1) 第 5 条に規定する利用定員を超えるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、保護者及び児童の状況等により、事業の利用が困難又は不適當であると認めるとき。

(利用の取消し等)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは事業の利用を中止又は取り消すことができる。

(1) 事業を利用する児童の保護者から中止の申出があったとき。

(2) 職員の指示に従わない又は利用目的に反する行為があったとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、保護者及び児童の状況等により、事業の利用が困難又は不適當であると認めるとき。

(利用料等)

第 10 条 事業を利用した児童の保護者は、事業に要する経費として、別表に定める額を負担しなければならない。

2 保護者は、利用料のほか、利用期間中に要した診察料、薬代、昼食代等の経費を負担しなければならない。

3 前項の経費は、実費とする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

(綾部市病後児保育事業実施要綱の廃止)

2 綾部市病後児保育事業実施要綱（平成 13 年綾部市告示第 50 号）は、廃止する。

別表（第10条関係）

区分	利用時間が5時間以内の場合の児童1人当たりの利用者負担額	利用時間が5時間を超える場合の児童1人当たりの利用者負担額
1 市内に住所を有する世帯のうち生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	0円
2 市内に住所を有する世帯のうち市町村民税非課税世帯（1に該当する世帯を除く）	1日につき 750円	1日につき 1,250円
3 市内に住所を有する世帯のうち市町村民税課税世帯	1日につき 1,500円	1日につき 2,500円
4 市外に住所を有する世帯	1日につき 1,500円	1日につき 2,500円

様式第 1 号（第 6 条関係）

綾部市病児保育事業利用申込書

年 月 日

綾部市長 様

申込者（保護者）

住 所

氏 名

電話番号

裏面の病児保育事業の利用に当たっての同意事項について、同意の上、綾部市病児保育事業実施要綱第 6 条の規定により、以下のとおり申込みます。

利用児童	ふりがな 氏名	性別	生年月日	通所施設名
			年 月 日 (歳)	
			年 月 日 (歳)	
			年 月 日 (歳)	
申込を必要とする理由	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> その他()			
利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで			
緊急連絡先 <input type="checkbox"/> 申込者と 同じ場合	ふりがな 氏名	続柄	電話番号	勤務先名 勤務先電話番号
その他	体質（薬物アレルギー等）や心配なこと、配慮してほしいことなどについてお書きください。			
受診医療機関	綾部市立病院	受診日	年 月 日	
診断名				利用の可否に係る意見 可 ・ 否
主な症状				

病児保育事業の利用に当たっての同意事項

- 1 綾部市が住民基本台帳による世帯状況を調査・確認すること。
- 2 綾部市が利用者負担額算定に必要な課税状況等について関係部課に調査・照会すること。
- 3 関係部課及び児童が通所する施設等と児童及び保護者に関する情報について相互に提供・確認すること。
- 4 病児保育の利用時間及び実施施設の職員の指示を守ること。
- 5 児童にアレルギー対応や離乳食を要する場合、保護者が児童の状態に応じた昼食等を用意すること。
- 6 児童の状態が変化して病児保育事業での対応が困難になり、保育が出来ないと判断されたときは、病児保育事業の利用を中止すること。
- 7 やむを得ない事由により病児保育施設内で児童間の感染が発生した場合、綾部市は責任を負わないこと。
- 8 児童の状態が緊急を要するときは、綾部市立病院にて治療が行われることがあること。なお、その際に発生する医療費等は、保護者が負担すること。
- 9 利用申込に係る情報は、必要に応じて綾部市立病院に提供される場合があること。
- 10 綾部市が必要に応じて資料の提出を求めることがあること。

-----以下の部分は記入しないでください。-----

市記入欄

決 裁					病 児 保 育 事 業 利 用 の 決 定		
					可・否	実施 期間	年 月 日 時 分から
利用料	円						時 分まで
所得状況	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> その他世帯						

綾部市告示第190号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第30条の11第1項の規定により確認した子ども・子育て支援施設等及び法第58条の6第1項の規定による確認を辞退した子ども・子育て支援施設等について、法第58条の11の規定により、次のとおり公示します。

令和3年11月1日

綾部市長 山崎 善也

確認を行った施設

提供者名	施設の名称	施設の所在地	確認日	施設の種類	預かり保育事業の要件
綾部市	綾部市病児保育室「にじいろルーム」	綾部市青野町大塚 20番地の1	令和3年 11月1日	病院・病児対応型 (綾部市立病院内)	—

確認を辞退した施設

提供者名	施設の名称	施設の所在地	確認日	施設の種類	預かり保育事業の要件
綾部市	綾部市病後児保育室「あすなろルーム」	綾部市若松町 15番地	令和3年 10月31日	病後児対応型 (綾部市役所内)	—

綾部市告示第 1 9 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 9 月末における財政に関する事項を別紙のとおり公表する。

令和 3 年 1 1 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

■ 令和3年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

一般会計

歳入合計	8,143,265,457 円
歳出合計	6,983,574,510 円
差引残高	1,159,690,947 円

歳 入 (単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比 率 (%)
市 税	4,247,436,000	2,856,245,790	1,391,190,210	67.2
地 方 譲 与 税	191,000,000	66,184,000	124,816,000	34.7
利 子 割 交 付 金	3,000,000	1,483,000	1,517,000	49.4
配 当 割 交 付 金	22,000,000	5,922,000	16,078,000	26.9
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22,000,000	0	22,000,000	0.0
法 人 事 業 税 交 付 金	38,000,000	37,433,000	567,000	98.5
地 方 消 費 税 交 付 金	707,000,000	410,304,000	296,696,000	58.0
環 境 性 能 割 交 付 金	22,000,000	5,523,000	16,477,000	25.1
地 方 特 例 交 付 金	77,000,000	33,141,000	43,859,000	43.0
地 方 交 付 税	4,857,189,000	3,262,222,000	1,594,967,000	67.2
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,000,000	1,939,000	2,061,000	48.5
分 担 金 及 び 負 担 金	35,911,000	12,390,927	23,520,073	34.5
使 用 料 及 び 手 数 料	390,966,000	202,533,206	188,432,794	51.8
国 庫 支 出 金	3,035,247,747	1,003,571,668	2,031,676,079	33.1
府 支 出 金	1,787,122,250	70,995,095	1,716,127,155	4.0
財 産 収 入	39,633,000	8,684,186	30,948,814	21.9
寄 附 金	20,629,000	46,429,000	△ 25,800,000	225.1
繰 入 金	1,137,254,250	0	1,137,254,250	0.0
繰 越 金	64,054,165	64,053,851	314	100.0
諸 収 入	172,433,000	54,210,734	118,222,266	31.4
市 債	1,195,900,000	0	1,195,900,000	0.0
歳 入 合 計	18,069,775,412	8,143,265,457	9,926,509,955	45.1

歳 出 (単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比 率 (%)
議 会 費	183,052,439	97,735,115	85,317,324	53.4
総 務 費	2,699,651,220	1,036,949,341	1,662,701,879	38.4
民 生 費	6,127,544,000	2,054,907,682	4,072,636,318	33.5
衛 生 費	2,118,444,000	642,418,939	1,476,025,061	30.3
労 働 費	24,460,000	21,109,702	3,350,298	86.3
農 林 水 産 業 費	656,062,000	202,761,975	453,300,025	30.9
商 工 費	612,784,000	202,783,413	410,000,587	33.1
土 木 費	2,115,023,253	1,156,629,703	958,393,550	54.7
消 防 費	671,982,620	299,033,778	372,948,842	44.5
教 育 費	1,516,236,780	631,579,086	884,657,694	41.7
公 債 費	1,325,500,000	637,665,776	687,834,224	48.1
予 備 費	19,035,100	0	19,035,100	0.0
歳 出 合 計	18,069,775,412	6,983,574,510	11,086,200,902	38.6

■ 令和3年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

市立診療所等特別会計

歳入合計	4,311,144 円
歳出合計	14,522,703 円
差引残高	△ 10,211,559 円

歳 入 (単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比 率 (%)
使用料及び手数料	12,937,000	4,295,744	8,641,256	33.2
府 支 出 金	5,637,000	0	5,637,000	0.0
繰 入 金	16,987,000	0	16,987,000	0.0
諸 収 入	1,779,000	15,400	1,763,600	0.9
歳 入 合 計	37,340,000	4,311,144	33,028,856	11.5

歳 出 (単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比 率 (%)
休日医療対策費	521,000	176,920	344,080	34.0
上林歯科診療所運営費	9,339,000	4,345,649	4,993,351	46.5
市立診療所運営費	27,380,000	10,000,134	17,379,866	36.5
予 備 費	100,000	0	100,000	0.0
歳 出 合 計	37,340,000	14,522,703	22,817,297	38.9

■ 令和3年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

介護保険特別会計

歳入合計	1,869,016,973 円
歳出合計	2,025,078,201 円
差引残高	△ 156,061,228 円

歳 入 (単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比 率 (%)
保 険 料	830,986,000	418,676,380	412,309,620	50.4
使 用 料 及 び 手 数 料	51,000	16,300	34,700	32.0
国 庫 支 出 金	1,275,640,000	572,596,000	703,044,000	44.9
支 払 基 金 交 付 金	1,237,897,000	571,468,000	666,429,000	46.2
府 支 出 金	686,882,000	260,463,000	426,419,000	37.9
財 産 収 入	697,000	116,549	580,451	16.7
繰 入 金	818,405,000	0	818,405,000	0.0
繰 越 金	45,473,000	45,472,627	373	100.0
諸 収 入	645,000	208,117	436,883	32.3
歳 入 合 計	4,896,676,000	1,869,016,973	3,027,659,027	38.2

歳 出 (単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比 率 (%)
総 務 費	94,012,000	41,038,685	52,973,315	43.7
保 険 給 付 費	4,448,733,000	1,841,396,204	2,607,336,796	41.4
地 域 支 援 事 業 費	260,637,000	91,460,505	169,176,495	35.1
基 金 積 立 金	51,055,000	50,474,850	580,150	98.9
公 債 費	165,000	1,907	163,093	1.2
諸 支 出 金	22,074,000	706,050	21,367,950	3.2
予 備 費	20,000,000	0	20,000,000	0.0
歳 出 合 計	4,896,676,000	2,025,078,201	2,871,597,799	41.4

■ 令和3年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

駐車場特別会計

歳入合計	4,988,378 円
歳出合計	3,252,176 円
差引残高	1,736,202 円

歳 入 (単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比 率 (%)
使用料及び手数料	13,751,000	4,988,200	8,762,800	36.3
財産収入	1,000	178	822	17.8
諸 収入	43,000	0	43,000	0.0
歳 入 合 計	13,795,000	4,988,378	8,806,622	36.2

歳 出 (単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比 率 (%)
運営管理費	10,695,000	3,252,176	7,442,824	30.4
事業費	3,000,000	0	3,000,000	0.0
予備費	100,000	0	100,000	0.0
歳 出 合 計	13,795,000	3,252,176	10,542,824	23.6

令和3年度

財 産 に 関 す る 調 書

(令和3年9月30日現在)

綾 部 市

財 産 に 関 す る 調 書

1 公 有 財 産

(1) 土 地 及 び 建 物

総 括

区 分	土 地 (地 積)			建 物								
				木 造 (延面積)			非 木 造 (延面積)			延 面 積 計		
	前年度末 現在高	期 間 中 増 減 高	令和3年9月30日 現在高	前年度末 現在高	期 間 中 増 減 高	令和3年9月30日 現在高	前年度末 現在高	期 間 中 増 減 高	令和3年9月30日 現在高	前年度末 現在高	期 間 中 増 減 高	令和3年9月30日 現在高
本 庁 舎	8,916.17	0.00	8,916.17	109.90	0.00	109.90	7,848.75	0.00	7,848.75	7,958.65	0.00	7,958.65
そ 行 の 政 機 関	警察(消防)施設	△ 236.63	24,605.69	938.04	0.00	938.04	3,704.54	0.00	3,704.54	4,642.58	0.00	4,642.58
	その他の施設	0.00	182,360.45	116.80	0.00	116.80	10,326.57	0.00	10,326.57	10,443.37	0.00	10,443.37
公 共 用 財 産	学 校	0.00	236,750.34	4,668.25	0.00	4,668.25	59,900.70	0.00	59,900.70	64,568.95	0.00	64,568.95
	公 営 住 宅	0.00	53,721.74	9,212.94	△ 186.27	9,026.67	5,359.39	0.00	5,359.39	14,572.33	△ 186.27	14,386.06
	公 園	0.00	324,988.32	525.97	0.00	525.97	7,348.21	0.00	7,348.21	7,874.18	0.00	7,874.18
	その他の施設	△ 11,318.00	1,895,004.04	22,535.84	△ 2,692.35	19,843.49	46,978.51	0.00	46,978.51	69,514.35	△ 2,692.35	66,822.00
山 林	1,040,322.38	3,667.00	1,043,989.38	-	-	-	-	-	-	-	-	-
田	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-
畑	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-

告 示

区 分	土 地 (地 積)			建 物								
				木 造 (延面積)			非 木 造 (延面積)			延 面 積 計		
	前年度末 現在高	期 間 中 増 減 高	令和3年9月30日 現在高	前年度末 現在高	期 間 中 増 減 高	令和3年9月30日 現在高	前年度末 現在高	期 間 中 増 減 高	令和3年9月30日 現在高	前年度末 現在高	期 間 中 増 減 高	令和3年9月30日 現在高
原 野	4,100.91 [㎡]	1,031.00 [㎡]	5,131.91 [㎡]	- [㎡]	- [㎡]	- [㎡]	- [㎡]	- [㎡]	- [㎡]	- [㎡]	- [㎡]	- [㎡]
雑 種 地	12,257.47	8,406.63	20,664.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宅 地	16,175.16	△ 122.69	16,052.47	-	-	-	-	-	-	-	-	-
池	87,528.00	364.00	87,892.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-
墓 地	14,737.61	0.00	14,737.61	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	54,719.51	1,764.00	56,483.51	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 物	-	-	-	2,175.25	2,692.35	4,867.60	1,339.96	0.00	1,339.96	3,515.21	2,692.35	6,207.56
合 計	3,956,424.42	3,555.31	3,959,979.73	40,282.99	△ 186.27	40,096.72	142,806.63	0.00	142,806.63	183,089.62	△ 186.27	182,903.35

行 政 財 産

区 分	土 地 (地 積)			建 物								
				木 造 (延面積)			非 木 造 (延面積)			延 面 積 計		
	前年度末 現在高	期 間 中 増 減 高	令和3年9月30日 現在高	前年度末 現在高	期 間 中 増 減 高	令和3年9月30日 現在高	前年度末 現在高	期 間 中 増 減 高	令和3年9月30日 現在高	前年度末 現在高	期 間 中 増 減 高	令和3年9月30日 現在高
本 庁 舎	8,916.17	0.00	8,916.17	109.90	0.00	109.90	7,848.75	0.00	7,848.75	7,958.65	0.00	7,958.65
そ の 政 他 機 関	警察(消防)施設	△ 236.63	24,605.69	938.04	0.00	938.04	3,704.54	0.00	3,704.54	4,642.58	0.00	4,642.58
	その他の施設	0.00	182,360.45	116.80	0.00	116.80	10,326.57	0.00	10,326.57	10,443.37	0.00	10,443.37
公 共 用 財 産	学 校	0.00	236,750.34	4,668.25	0.00	4,668.25	59,900.70	0.00	59,900.70	64,568.95	0.00	64,568.95
	公 営 住 宅	0.00	53,721.74	9,212.94	△ 186.27	9,026.67	5,359.39	0.00	5,359.39	14,572.33	△ 186.27	14,386.06
	公 園	0.00	324,988.32	525.97	0.00	525.97	7,348.21	0.00	7,348.21	7,874.18	0.00	7,874.18
	その他の施設	△ 11,318.00	1,883,686.04	22,535.84	△ 2,692.35	19,843.49	46,978.51	0.00	46,978.51	69,514.35	△ 2,692.35	66,822.00
合 計	2,726,583.38	△ 11,554.63	2,715,028.75	38,107.74	△ 2,878.62	35,229.12	141,466.67	0.00	141,466.67	179,574.41	△ 2,878.62	176,695.79

普 通 財 産

区 分	土 地 (地 積)			建 物								
				木 造 (延面積)			非 木 造 (延面積)			延 面 積 計		
	前年度末 現在高	期 間 中 増 減 高	令和3年9月30日 現在高	前年度末 現在高	期 間 中 増 減 高	令和3年9月30日 現在高	前年度末 現在高	期 間 中 増 減 高	令和3年9月30日 現在高	前年度末 現在高	期 間 中 増 減 高	令和3年9月30日 現在高
山 林	1,040,322.38	3,667.00	1,043,989.38	-	-	-	-	-	-	-	-	-
田	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-
畑	0.00	0.00	0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-
原 野	4,100.91	1,031.00	5,131.91	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑 種 地	12,257.47	8,406.63	20,664.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宅 地	16,175.16	△ 122.69	16,052.47	-	-	-	-	-	-	-	-	-
池	87,528.00	364.00	87,892.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-
墓 地	14,737.61	0.00	14,737.61	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	54,719.51	1,764.00	56,483.51	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 物	-	-	-	2,175.25	2,692.35	4,867.60	1,339.96	0.00	1,339.96	3,515.21	2,692.35	6,207.56
合 計	1,229,841.04	15,109.94	1,244,950.98	2,175.25	2,692.35	4,867.60	1,339.96	0.00	1,339.96	3,515.21	2,692.35	6,207.56

(2) 山 林

土地の権利の区分	面 積			立 木 の 推 定 蓄 積 量		
	前年度末現在高	期 間 中 増 減 高	令和3年9月30日 現 在 高	前年度末現在高	期 間 中 増 減 高	令和3年9月30日 現 在 高
所 有	1,040,322.38 ^{m²}	3,667.00 ^{m²}	1,043,989.38 ^{m²}	14,570.48 ^{m³}	218.55 ^{m³}	14,789.03 ^{m³}
分 収	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他の権原によるもの	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合 計	1,040,322.38	3,667.00	1,043,989.38	14,570.48	218.55	14,789.03

(3) 動 産 該 当 な し

(4) 物 権

区 分	前 年 度 末 現 在 高	期 間 中 増 減 高	令 和 3 年 9 月 30 日 現 在 高
温 泉 権	3.30 ^{m²}	0.00 ^{m²}	3.30 ^{m²}

(5) 無 体 財 産 権

区 分	前 年 度 末 現 在 高	期 間 中 増 減 高	令 和 3 年 9 月 30 日 現 在 高
特 許 権	0 ^件	0 ^件	0 ^件
著 作 権	4	0	4

(6) 有 価 証 券 該 当 な し

(7) 出資による権利

区 分	前年度末現在高 <small>千円</small>	期 間 中 増 減 高 <small>千円</small>	令和3年9月30日現在高 <small>千円</small>
(株)エフエムあやべ出資金	25,000	0	25,000
地方公共団体金融機構出資金	3,800	0	3,800
北近畿タンゴ鉄道(株)出資金	10,250	0	10,250
(公財)京都府暴力追放運動推進センター出捐金	2,432	0	2,432
(福)綾部市社会福祉協議会出資金(ボランティア基金)	25,000	0	25,000
(公財)綾部市医療公社出捐金	100,000	0	100,000
(株)水夢出資金	50,000	0	50,000
(公社)京都府農業総合支援センター出資金	240	0	240
京都府農業信用基金協会出資金	10,800	0	10,800
(株)農夢出資金	7,100	0	7,100
綾部市森林組合出資金	1,000	0	1,000
京都信用保証協会出捐金	22,739	0	22,739
(株)緑土出資金	35,000	0	35,000
(一社)綾部工業団地振興センター出資金(ふれあい基金)	2,000	0	2,000
(公財)京都府中丹文化事業団出捐金	7,400	0	7,400
(一財)綾部市スポーツ協会出捐金	20,000	0	20,000
(一社)京都府北部地域連携都市圏振興社出資金(綾部地域本部基金)	2,851	0	2,851
合 計	325,612	0	325,612

2 物 品

区 分	前年度末現在高	期間中増減高		令和3年9月30日現在高
		増	減	
乗 用 車	14 台	0 台	0 台	14 台
バ ス	10 台	0 台	0 台	10 台
ト ラ ッ ク	3 台	0 台	0 台	3 台
ダ ンプ	1 台	0 台	0 台	1 台
小 型 貨 物 車	23 台	0 台	0 台	23 台
グ レ ー ダ ー	1 台	0 台	0 台	1 台
除 雪 車	12 台	0 台	0 台	12 台
凍 結 防 止 剤 散 布 車	1 台	0 台	1 台	0 台
清 掃 車	4 台	0 台	0 台	4 台
環 境 衛 生 車	1 台	0 台	0 台	1 台
フ ォ ー ク リ フ ト	2 台	0 台	0 台	2 台
シ ョ ベ ル ロ ー ダ ー	1 台	0 台	0 台	1 台
パ ワ ー シ ョ ベ ル	3 台	0 台	0 台	3 台
ト ラ ッ シ ュ コ ン パ ク タ	1 台	0 台	0 台	1 台
軽 自 動 車	69 台	2 台	2 台	69 台
消 防 指 令 車	1 台	0 台	0 台	1 台
救 急 車	4 台	0 台	0 台	4 台
消 防 広 報 車	1 台	0 台	0 台	1 台
消 防 指 揮 広 報 車	1 台	0 台	0 台	1 台
水 槽 付 消 防 自 動 車	3 台	0 台	0 台	3 台
資 機 材 搬 送 車	1 台	0 台	0 台	1 台
救 助 工 作 車	2 台	0 台	0 台	2 台
消 防 ポ ンプ 自 動 車	15 台	0 台	0 台	15 台
消 防 積 載 車	40 台	0 台	0 台	40 台
フ ロ ン 回 収 車	1 台	0 台	0 台	1 台
リ フ ト 付 送 迎 車	1 台	0 台	0 台	1 台
乗 用 自 動 車 (車椅子仕様車)	1 台	0 台	0 台	1 台

告 示

区 分	前年度末現在高	期間中増減高		令和3年9月30日現在高
		増	減	
リフト付バス	2台	0台	0台	2台
保冷車	3台	0台	0台	3台
救助用ボート	8艘	0艘	0艘	8艘
小型動力ポンプ	40台	0台	0台	40台
原子力防災資機材備蓄用倉庫	1棟	0棟	0棟	1棟
救急指令装置	1台	0台	0台	1台
救急資機材	3式	0式	0式	3式
監視テレビカメラ	2台	0台	0台	2台
無線サイレン制御装置	1台	0台	0台	1台
一斉通報(自動呼出)装置	1台	0台	0台	1台
電話自動交換機	1台	0台	0台	1台
気象観測装置	1台	0台	0台	1台
放送装置	3台	0台	0台	3台
消火器使用法訓練装置	1式	0式	0式	1式
自家発電設備	1式	0式	0式	1式
救命士用訓練人形 (救急資機材)	1体	0体	0体	1体
救急用送信装置 (救急資機材)	1式	0式	0式	1式
半自動除細動器 (救急資機材)	1台	0台	0台	1台
三連梯子 (救急資機材)	1個	0個	0個	1個
マット型空気ジャッキ (救急資機材)	1個	0個	0個	1個
大型油圧救助器具 (救急資機材)	1台	0台	0台	1台
削岩機 (救急資機材)	1台	0台	0台	1台
緊急消防援助隊用資機材	2式	0式	0式	2式
消防団旗	1棹	0棹	0棹	1棹
丁合機	1台	0台	0台	1台
大型電子複写機	2台	0台	0台	2台
複写機	1台	0台	0台	1台
カセットプリンタ	1台	0台	0台	1台

告 示

電 算 端 末 機	12 台	0 台	0 台	12 台
ラ イ ン プ リ ン タ	1 台	0 台	0 台	1 台
8 イ ン チ フ ロ ッ ピ 装 置	1 台	0 台	0 台	1 台
磁 気 テ ー プ 装 置	1 台	0 台	0 台	1 台
O C R	1 台	0 台	0 台	1 台
ラ ベ リ ン グ シ ス テ ム	1 台	0 台	0 台	1 台
レ ー ザ ー プ リ ン タ	3 台	0 台	0 台	3 台
無 停 電 装 置	1 式	0 式	0 式	1 式
バ ー ス タ ー	1 台	0 台	0 台	1 台
化 学 防 護 服	2 着	0 着	0 着	2 着
多 目 的 プ リ ン タ	1 台	0 台	0 台	1 台
パ ー ソ ナ ル コ ン ピ ュ ー タ ー	5 台	0 台	0 台	5 台
パ ー ソ ナ ル コ ン ピ ュ ー タ ー ソ フ ト (農林課、天文館)	2 式	0 式	0 式	2 式
レ イ ヤ 3 ス イ ッ チ	1 式	0 式	0 式	1 式
公 営 住 宅 電 算 シ ス テ ム	1 式	0 式	0 式	1 式
レ セ プ ト コ ン ピ ュ ー タ (診療所)	4 式	0 式	0 式	4 式
コ ク ホ ラ イ ン シ ス テ ム	1 式	0 式	0 式	1 式
E L - N E T 受 信 局 シ ス テ ム	2 式	0 式	0 式	2 式
児 童 扶 養 手 当 シ ス テ ム	1 式	0 式	0 式	1 式
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー シ ス テ ム	1 式	0 式	0 式	1 式
赤 外 線 補 聴 シ ス テ ム	1 式	0 式	0 式	1 式
印 影 リ ー ダ	1 台	0 台	0 台	1 台
点 字 プ リ ン タ	1 台	0 台	0 台	1 台
ビ デ オ プ ロ ジ ェ ク タ	1 台	0 台	0 台	1 台
マ ル チ メ デ ィ ア プ ロ ジ ェ ク タ	10 台	0 台	0 台	10 台
液 晶 プ ロ ジ ェ ク タ	6 台	0 台	0 台	6 台
映 写 機	5 台	0 台	0 台	5 台
O C R カ メ ラ (天文館)	3 台	0 台	0 台	3 台
ア ス ト ロ カ メ ラ (天文館)	1 式	0 式	0 式	1 式
双 眼 鏡 (天文館)	1 個	0 個	0 個	1 個
屈 折 望 遠 鏡 (天文館)	1 個	0 個	0 個	1 個
天 体 測 光 装 置 (天文館)	1 式	0 式	0 式	1 式

告 示

区 分	前年度末現在高	期間中増減高		令和3年9月30日現在高
		増	減	
V T R レ コ ー ダ ー (天文館)	1 式	0 式	0 式	1 式
ビ デ オ 撮 影 シ ス テ ム (天文館)	1 式	0 式	0 式	1 式
ハ イ ビ ジ ョ ン ソ フ ト (天文館)	2 式	0 式	0 式	2 式
リ フ ト (天文館)	1 台	0 台	0 台	1 台
高 速 度 投 票 計 数 機	4 台	0 台	0 台	4 台
最 高 裁 国 民 審 査 投 票 読 取 集 計 機	2 台	0 台	0 台	2 台
自 動 式 投 票 用 紙 読 取 分 類 機	7 台	0 台	0 台	7 台
レ ン ト ゲ ン	2 台	0 台	0 台	2 台
歯 科 診 療 台	2 台	0 台	0 台	2 台
心 電 計	4 台	0 台	0 台	4 台
言 語 治 療 機 器	1 台	0 台	0 台	1 台
へ ル ス ト ロ ン	1 台	0 台	0 台	1 台
自 動 式 心 マ ッ サ ー ジ 器	1 台	0 台	0 台	1 台
患 者 監 視 装 置	3 式	0 式	0 式	3 式
筋 力 ト レ ー ニ ン グ 機 器	2 式	0 式	0 式	2 式
生 活 見 直 し 機 器	1 式	0 式	0 式	1 式
超 音 波 骨 密 度 測 定 装 置	1 台	0 台	0 台	1 台
血 管 年 齢 測 定 器	1 台	0 台	0 台	1 台
電 動 鋸	1 台	0 台	0 台	1 台
小 型 旋 盤	1 台	0 台	0 台	1 台
芝 刈 り 機 (ア プ ロ ー チ モ ア) (二王公園)	1 台	0 台	0 台	1 台
乗 用 草 刈 機	1 台	0 台	0 台	1 台
樹 木 粉 砕 機	1 台	0 台	0 台	1 台
プ レ ハ ブ 冷 蔵 庫 (有 害 鳥 獣 一 時 保 管 用)	2 台	0 台	0 台	2 台
車 載 式 小 型 簡 易 散 布 機	1 台	0 台	0 台	1 台
除 雪 機	12 台	0 台	0 台	12 台
散 粉 器	1 台	0 台	0 台	1 台
ピ ア ノ	26 台	0 台	0 台	26 台
グ ラ ン ド ピ ア ノ (I・Tビル)	1 台	0 台	0 台	1 台
ア ル ミ モ ー タ ー ボ ー ト	1 艘	0 艘	0 艘	1 艘

告 示

バスケット台	2台	0台	0台	2台
スポーツトラクター	2台	0台	0台	2台
木製アスレチック	1式	0式	0式	1式
ハイスクールジム	1式	0式	0式	1式
総合遊具	1式	0式	0式	1式
サッカーゴール	1式	0式	0式	1式
太鼓	1式	0式	0式	1式
両面ボール型ソーラー時計 (東部グラウンド)	1台	0台	0台	1台
舞台カーテン	1張	0張	0張	1張
金屏風	1枚	0枚	0枚	1枚
どん張	5張	0張	0張	5張
丹羽国綾部藩領古絵図	1点	0点	0点	1点
絵画	9点	0点	0点	9点
つぼ	1個	0個	0個	1個
文壺 (青白磁堆磁線文壺)	1個	0個	0個	1個
文鉢 (白磁堆磁線文鉢)	1個	0個	0個	1個
綴織どん張 (I・Tビル)	1張	0張	0張	1張
カーテン (I・Tビル)	1張	0張	0張	1張
葬祭用祭壇	2式	0式	0式	2式
葬祭場祭壇 (斎場)	2式	0式	0式	2式
講演台	1個	0個	0個	1個
花瓶 (青銅)	1個	0個	0個	1個
茶道具	1式	0式	0式	1式
飾り棚 (I・Tビル)	1個	0個	0個	1個
書架 (図書館)	4個	0個	0個	4個
カウンター (図書館)	1個	0個	0個	1個
カウンター整理棚 (図書館)	1個	0個	0個	1個
騒音振動レベル処理機	1台	0台	0台	1台
自動計量包装設備	1式	0式	0式	1式
光波測距機	3台	0台	0台	3台
滅菌器	1台	0台	0台	1台

告 示

区 分	前年度末現在高	期間中増減高		令和3年9月30日現在高
		増	減	
養液栽培施設	1式	0式	0式	1式
空き缶圧縮機	1台	0台	0台	1台
廃蛍光管クラッシャ	1台	0台	0台	1台
ペットボトル減容機	1台	0台	0台	1台
食器消毒保管機	10台	0台	0台	10台
小型濾過装置 (防災)	1台	0台	0台	1台
冷暖兼用エアコン	2台	0台	0台	2台
氷温専用庫	1台	0台	0台	1台
冷凍冷蔵庫	3台	0台	0台	3台
移動式トイレ	7基	0基	0基	7基
ミシン	4台	0台	0台	4台
トラクタ	7台	0台	0台	7台
田植機	21台	0台	0台	21台
コンバイン	12台	0台	0台	12台
真空包装機	11台	0台	0台	11台
フードミキサー	1台	0台	0台	1台
圧力釜	1個	0個	0個	1個
麴ボックス	1台	0台	0台	1台
自動発酵機	1台	0台	0台	1台
ミートチョッパー	1台	0台	0台	1台
野菜カッター	1台	0台	0台	1台
マニアスプレッター	2台	0台	0台	2台
食器洗浄機	4式	0式	0式	4式
自動餅つき機	1台	0台	0台	1台
水気耕栽培ハイポニカ	1式	0式	0式	1式
灌水設備	2式	0式	0式	2式
校旗	2台	0台	0台	2台
自動券売機	1台	0台	0台	1台
レジスター	1式	0式	0式	1式
テーブルセット	1式	0式	0式	1式

告 示

リ ソ グ ラ フ	1 式	0 式	0 式	1 式
放 送 設 備 (西八田・上林・吉美小学校)	3 式	0 式	0 式	3 式
風 力 太 陽 光 発 電 シ ス テ ム (物部小)	1 式	0 式	0 式	1 式
い す 式 斜 行 型 階 段 昇 降 機	2 台	0 台	0 台	2 台
駐 車 場 シ ス テ ム 機 器	1 式	0 式	0 式	1 式
か ん な 盤	1 台	0 台	0 台	1 台
移 動 通 信 用 無 線 設 備 機 器	1 式	0 式	0 式	1 式
サ ー バ 関 連 機 器	8 式	0 式	0 式	8 式
合 唱 用 ひ な 壇 (綾部中)	1 式	0 式	0 式	1 式
消 毒 保 管 機 (綾部小)	1 台	0 台	0 台	1 台
組 み 立 て 式 ユ ニ ッ ト プ ー ル (物部保育園)	1 式	0 式	0 式	1 式
移 動 式 高 圧 コ ン プ レ ッ サ ー ユ ニ ッ ト (消防本部)	1 式	0 式	0 式	1 式
フ ラ イ ホ イ ー ル 付 水 中 ス ク リ ュ ー ポ ン プ (工業団地水処理センター)	1 台	0 台	0 台	1 台
聴 覚 ・ 言 語 障 害 者 向 け 緊 急 通 報 シ ス テ ム (消防本部)	1 式	0 式	0 式	1 式
情 報 通 信 設 備 (総務課)	1 式	0 式	0 式	1 式
歯 科 用 吸 引 装 置 ポ ン プ (上林歯科診療所)	1 台	0 台	0 台	1 台
土 木 工 事 積 算 シ ス テ ム (建設課)	1 式	0 式	0 式	1 式
汚 物 用 水 中 ノ ン ク ロ ッ グ ポ ン プ (工業団地水処理センター)	1 台	0 台	0 台	1 台
ワ イ ヤ レ ス チ ャ イ ム (保健福祉センター)	1 式	0 式	0 式	1 式
全 自 動 高 圧 蒸 気 滅 菌 器 (奥上林診療所)	1 台	0 台	0 台	1 台
電 動 式 心 肺 人 工 蘇 生 器 (消防本部)	2 式	0 式	0 式	2 式
救 助 用 支 柱 器 具 (消防本部)	1 式	0 式	0 式	1 式
ド ー ム 型 A I サ ー マ ル カ メ ラ (文化・スポーツ振興課、総合運動公園、市民センター、中央公民館)	3 台	1 台	0 台	4 台
電 視 観 望 シ ス テ ム (天文館)	0 式	1 式	0 式	1 式
券 面 プ リ ン ト シ ス テ ム (市民・国保課)	0 台	1 台	0 台	1 台

3 債 権

区 分	前年度末現在額	期間中増減額	令和3年9月30日現在額
	千円	千円	千円
く ら し の 資 金 貸 付 事 業	8,505	57	8,562

4 基 金

区 分		前年度末現在額	期間中増減額	令和3年9月30日現在額
		千円	千円	千円
財 政 調 整 基 金	現 金	1,719,213	108,768	1,827,981
減 債 基 金	有 価 証 券	99,964	0	99,964
	現 金	218,980	613	219,593
庁 舎 建 設 等 準 備 基 金	現 金	38,928	0	38,928
地 域 振 興 基 金	有 価 証 券	298,247	0	298,247
	現 金	1,034,549	126,099	1,160,648
世 界 連 邦 推 進 事 業 基 金	現 金	27,444	0	27,444
電 源 立 地 地 域 対 策 基 金	現 金	353,704	0	353,704
永 井 産 業 振 興 基 金	現 金	7,695	△ 4,469	3,226
水 源 の 里 基 金	現 金	57,427	7,823	65,250
社 会 福 祉 事 業 基 金	有 価 証 券	200,000	0	200,000
	現 金	214,432	△ 23,596	190,836
子 育 て 基 金	現 金	1,798	△ 507	1,291
交 通 安 全 対 策 基 金	現 金	1,180	0	1,180
保 健 事 業 基 金	現 金	39,645	△ 781	38,864
環 境 基 金	現 金	84,416	△ 2,609	81,807
中 山 間 地 域 保 全 基 金	現 金	10,725	0	10,725

告 示

開 発 関 連 施 設 整 備 基 金	現 金	41,321	△ 10,662	30,659
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 基 金	現 金	15,412	0	15,412
教 育 振 興 基 金	現 金	145,866	△ 4,306	141,560
文 化 振 興 基 金	現 金	5,032	△ 4,539	493
ス ポ ー ツ 振 興 基 金	現 金	3,417	0	3,417
豊 かな 森 を 育 て る 基 金	現 金	5,943	△ 5,672	271
森 林 環 境 護 与 税 基 金	現 金	15,277	27,213	42,490
用 品 調 達 基 金	物 品	1,800	△ 455	1,345
	現 金	700	455	1,155
土 地 開 発 基 金	土 地	190,973	△ 3,022	187,951
	現 金	162,571	3,023	165,594
農 林 業 者 労 働 災 害 共 済 事 業 基 金	現 金	14,930	△ 72	14,858
国 民 健 康 保 険 準 備 基 金	現 金	293,177	△ 20,059	273,118
介 護 給 付 費 準 備 基 金	現 金	536,452	49,329	585,781
駐 車 場 整 備 基 金	現 金	17,294	866	18,160
合 計	有 価 証 券	598,211	0	598,211
	現 金	5,067,528	246,917	5,314,445
	物 品	1,800	△ 455	1,345
	土 地	190,973	△ 3,022	187,951

■令和3年9月末における財産、公債及び一時借入金の現在高

公債

(単位:円)

会 計 区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 上 期 借 入 額	当 該 年 度 上 期 償 還 額	当 該 年 度 上 期 現 在 高
一 般 会 計	14,351,922,386	0	606,876,197	13,745,046,189
合 計	14,351,922,386	0	606,876,197	13,745,046,189

一時借入金

(単位:円)

会 計 区 分	当 該 年 度 上 期 現 在 高
一 般 会 計	0
国民健康保険特別会計	0
介護保険特別会計	0

■令和3年9月末各税目毎の市税徴収状況

(単位:円)

区 分	節	予 算 額	調 定 額	収 入 額	未 収 入 額	収 納 率
市 民 税 個 人	現年	1,272,048,000	1,314,539,610	625,600,050	688,939,560	47.59%
	滞納	9,980,000	32,780,113	5,947,132	26,832,981	18.14%
	計	1,282,028,000	1,347,319,723	631,547,182	715,772,541	46.87%
市 民 税 法 人	現年	216,696,000	174,189,600	170,632,200	3,557,400	97.96%
	滞納	1,559,000	3,991,400	2,022,600	1,968,800	50.67%
	計	218,255,000	178,181,000	172,654,800	5,526,200	96.90%
固 定 資 産 税	現年	2,239,791,000	2,317,838,700	1,632,208,387	685,630,313	70.42%
	滞納	77,097,000	85,606,126	38,555,093	47,051,033	45.04%
交 付 金	現年	14,817,000	14,817,500	14,817,500	0	100.00%
	計	2,331,705,000	2,418,262,326	1,685,580,980	732,681,346	69.70%
軽自動車税	現年	124,678,000	127,886,400	125,306,850	2,579,550	97.98%
	滞納	1,535,000	5,829,752	549,311	5,280,441	9.42%
環 境 性 能 割	現年	5,068,000	2,940,400	2,940,400	0	100.00%
	計	131,281,000	136,656,552	128,796,561	7,859,991	94.25%
市たばこ税	現年	208,958,000	105,070,414	105,061,231	9,183	99.99%
入湯税	現年	345,000	164,550	164,550	0	100.00%
都 市 計 画 税	現年	73,827,000	75,046,000	54,383,313	20,662,687	72.47%
	滞納	1,037,000	16,048,617	561,173	15,487,444	3.50%
	計	74,864,000	91,094,617	54,944,486	36,150,131	60.32%
合 計	現年	4,156,228,000	4,132,493,174	2,731,114,481	1,401,378,693	66.09%
	滞納	91,208,000	144,256,008	47,635,309	96,620,699	33.02%
	計	4,247,436,000	4,276,749,182	2,778,749,790	1,497,999,392	64.97%

■年度内における未予算化の事業及びその財源の見込み(主なもの)

(単位:千円)

事 業 名	事 業 費	特 定 財 源			一 般 財 源
		国・府支出金	地 方 債	そ の 他	
中丹地域有害鳥獣処理施設運営費	13,882	0	0	0	13,882
消 火 栓 設 置 負 担 金	4,256	0	0	0	4,256

綾部市訓令甲第6号

庁 中 一 般

綾部市職員業務用チャットツールの利用に関する規程を次のように定める。

令和3年11月1日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市職員業務用チャットツールの利用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、綾部市が利用する職員業務用チャットツール（以下「チャットツール」という。）に関し、利用方法及び綾部市情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ実施について定めるものとする。

(チャットツール利用の目的)

第2条 チャットツールの利用は、L G W A N接続系ネットワークにおける庁内の職員同士の通信又は庁内の職員と他の官公庁や自治体等との通信及びL G W A N—A S Pを通じた庁内の職員と庁外でインターネット接続端末を使用する職員との通信等において、職員の業務上効率的な情報連絡を実現することを目的とする。

(管理者)

第3条 チャットツールの管理を行うため、チャットツール管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、情報政策担当課長をもって充てる。

3 管理者は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) チャットツールの導入、設定の変更、運用、更新等に関すること。

(2) その他チャットツールに関すること。

(利用範囲)

第4条 チャットツールの利用範囲は、次の各号に掲げるものとする。

(1) L G W A N接続系ネットワーク下において職員間で行うチャット、データ共有、職員の電子ファイル管理及び職員間の掲示板機能等での利用

(2) L G W A Nを通じた他の官公庁や自治体等とのチャット、簡易な電子データの送受信及びデータ共有等での利用

(3) L G W A N—A S Pを介した、L G W A N接続系ネットワーク下の端末とインターネット接続端末間でのチャット、電子データの送受信及びデータ共有等での利用

(利用者及び利用端末)

第5条 チャットツールが利用可能な者は、綾部市職員（以下「職員」という。）及び職員がトークルームに招待する他組織の職員（以下「外部職員」という。）とする。

2 チャットツールが利用可能な端末（以下「利用端末」という。）は、職場に配置されたL G W A N接続系端末又は職員が所有するスマートフォン等とする。

（アカウントID及びパスワード）

第6条 管理者は、チャットツールの利用に必要なアカウントID及びパスワードを定め、前条第2項のL G W A N接続系端末を操作する職員ごとにそれぞれ付与する。

2 アカウントID及びパスワードは、他に漏らしてはならない。

3 アカウントID及びパスワードは、その秘密性を確保するため、定期的に又は人事異動等の都度新しく設定するものとする。

（スマートフォン等での利用に係る申請等）

第7条 所属長は、当該所属の職員が第5条第2項のスマートフォン等でチャットツールの利用を希望するときは、チャットツール利用に係るスマートフォン等利用申請書（別記様式第1号）又はスマートフォン等利用電子申請により端末認証コード払出しの申請を行うものとする。

2 管理者は、前項の申請があったときは、速やかに端末認証コード払出しを行う。

（職員の遵守事項）

第8条 職員は、チャットツール及び利用端末の利用に当たり、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性を認識し、綾部市個人情報保護条例（平成15年綾部市条例第31号）、綾部市個人情報保護条例施行規則（平成15年綾部市規則第34号）、綾部市情報セキュリティポリシー、綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年綾部市条例第37号）、綾部市特定個人情報取扱規程（平成30年綾部市訓令甲第3号）その他個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

2 職員は、チャットツールを業務上必要な情報共有のために利用するものとする。

3 職員は、チャットツールを利用して通信する際、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1）他人を誹謗・中傷すること。

（2）他人の著作権、肖像権、知的財産権を侵害すること。

（3）営利、政治、宗教活動を目的とすること。

（4）その他第2条の目的に反するような行為をすること。

4 職員は、チャット上での合意を事案の決裁として取り扱ってはならない。

5 職員は、管理者により付与されたアカウントID及びパスワード以外のアカウントID及びパスワードによりチャットツールを利用してはならない。

6 職員は、外部職員をゲストとして招待する場合、当該外部職員の利用環境がこの規程で定めるものに相当する環境で運用されていることを確認しなければならない。

7 職員は、招待した外部職員が通信終了又はトークルームの目的を達した後、当該トークルームから当該外部職員を退出させるものとし、招待した職員が退出を確認するものとする。

8 職員は、チャットツール内にデータを保存する場合、綾部市文書取扱規程（平成12年綾部市訓令甲第3号）や行政文書ファイル利用上のルールに従い管理するものとする。

- 9 職員は、チャットツールでは、原則として綾部市情報セキュリティポリシーに規定する機密性3に分類される情報資産（住民情報等の個人情報や機密情報等の機微な情報）を掲載してはならない。ただし、業務上必要な場合は、一部を暗号化するなどの加工（不正取得者が判読できない完全性欠如の措置）をして掲載し、万一の情報漏えいに備えるものとする。
- 10 職員は、チャットツールを利用中に、保護すべき情報資産が漏洩、流出又は攻撃を受けるなどした場合又はその予兆がある場合には速やかに管理者へ報告し、セキュリティインシデントとして対応するものとする。
- 11 職員は、スマートフォン等でのチャットツールの利用に当たっては、専用アプリをインストールした上で、管理者から払出しを受けた端末認証コードを登録して利用しなければならない。
- 12 職員は、チャットツールを利用しているスマートフォン等を紛失、盗難又は廃棄等により使用できない状態になった場合は、速やかに管理者へ報告すること。
- 13 職員は、その他マニュアル等に基づき適切にチャットツールを利用するものとする。
（管理者による利用状況把握及び監査）
- 第9条 管理者は、チャット等の通信履歴を記録、分析し、各職員の利用状況を把握することができる。
- 2 管理者は、必要に応じて職員のチャットツール利用状況を監査できるものとする。
（管理者による制限及び措置）
- 第10条 管理者は、必要に応じて職員コミュニケーションツール利用の制限や、この規程の定めを遵守するための措置を講じることができるものとする。
（その他）
- 第11条 この規程に定めるもののほか、チャットツールの利用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年11月1日から施行する。

綾部市公告第106号

橋りょう長寿命化対策事業、市道田野岡倉線（岡倉橋）橋梁補修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和3年10月11日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第503 81号 |
| (2) 工 事 名 | 市道田野岡倉線（岡倉橋）橋梁補修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市田野町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L=10.5m W=3.5m
橋梁補修工 1橋 |
| (5) 予定工期 | 令和3年11月9日から
令和4年 3月8日まで（120日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和3年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和3年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和2年1月1日から令和2年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和3年10月11日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は630円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和3年10月14日(木)午前9時から午後6時まで

令和3年10月15日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和3年10月21日(木)から

令和3年10月22日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和3年10月25日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は

行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和3年10月29日(金) 午前9時から午後6時まで
令和3年11月1日(月) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年11月2日(火) 午後1時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

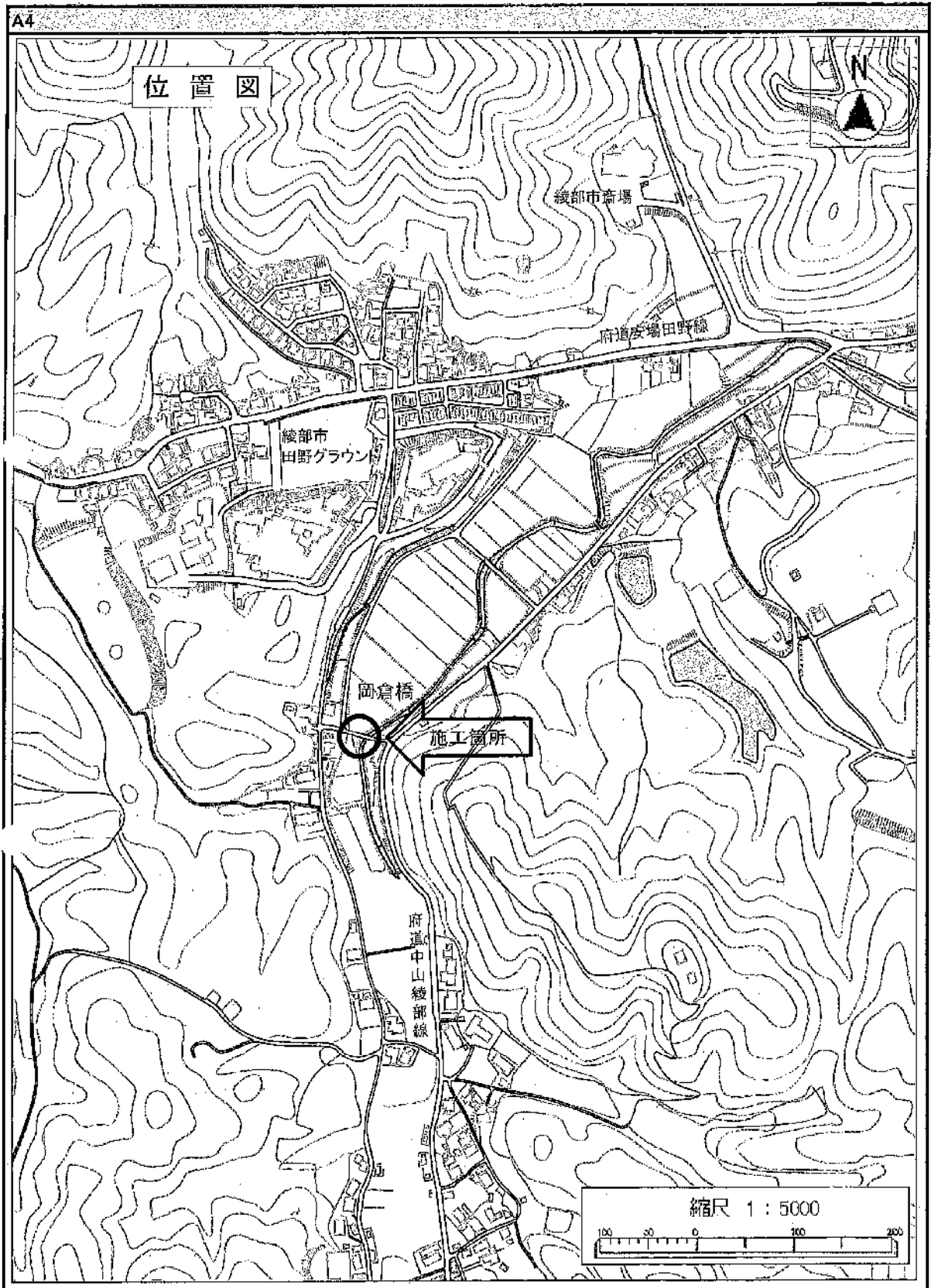
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第107号

I・Tビル大規模改修事業、I・Tビル電気設備改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和3年10月11日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第503 83号 |
| (2) 工 事 名 | I・Tビル電気設備改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市西町一丁目（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 高圧受変電設備更新 一式
非常用発電機更新 一式
防災設備更新 一式
屋上空調室外機撤去 1基 |
| (5) 予定工期 | 令和3年11月 9日から
令和4年 3月31日まで（143日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和3年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級で登録されており、令和3年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和2年1月1日から令和2年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和3年10月11日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は450円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和3年10月14日(木) 午前9時から午後6時まで

令和3年10月15日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年10月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和3年10月21日(木) から

令和3年10月22日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和3年10月25日(月) 午後5時までに京都府入札情報公開シス

テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和3年10月29日（金）午前9時から午後6時まで
令和3年11月 1日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出10月29日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年11月2日（火）午後1時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

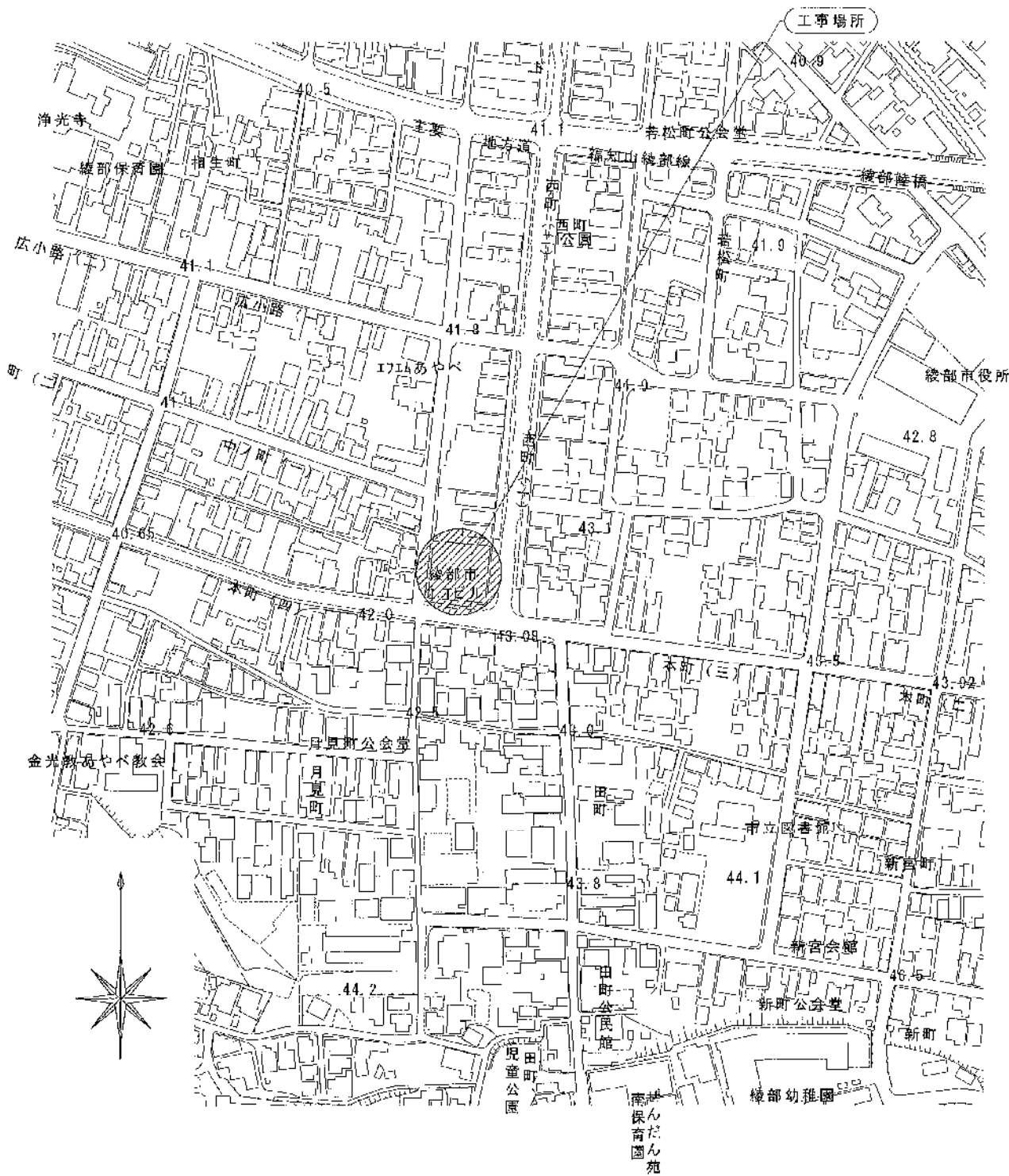
2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



1・Tビル電気設備改修工事付近見取り図 1/2,500

公 告

綾部市公告第108号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定に基づきインフルエンザ予防接種を実施するの
で、予防接種法施行令（政令197号）第5条の規定に基づき公告する。

令和3年10月14日

綾部市長 山崎 善也

- 1 実施期間 令和3年10月18日～令和4年1月31日
- 2 自己負担 1,500円
ただし、市民税非課税世帯、生活保護法による被保護世帯については免除制度がありますが、事前に市保健推進課や上林いきいきセンター、社会福祉課で手続きが必要です。
- 3 対 象 満65歳以上の方（接種日に満65歳に達する方を含む。）
60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能低下により一定の障害を有する方（身体障害者手帳又は医師の診断書が必要。）
- 4 実施医療機関

名称	所在地
綾 部 市 立 病 院	青野町大塚20-1
綾 部 ル ネ ス 病 院	大島町二反田7-16
京 都 協 立 病 院	高津町三反田1
あ や べ 協 立 診 療 所	駅前通1
大 久 保 医 院	本町8丁目115
米 谷 外 科 整 形 外 科 医 院	田町13
米 谷 医 院 口 上 林 診 療 所	十倉名畑町欠戸18-6
白 波 瀬 医 院	岡町鳥居27-3
志 賀 整 形 外 科 ク リ ニ ッ ク	宮代町15
中 島 整 形 外 科 医 院	幸通9
西 村 医 院	栗町小東4-3
野 間 医 院 八 田 診 療 所	上杉町渋市2
畑 内 科 医 院	青野町高田91
安 村 外 科 内 科 診 療 所	井倉町大將軍37
柳 川 整 形 外 科 医 院	大島町二反田7-20
山 下 整 形 外 科 医 院	青野町西青野28-3
由 良 産 婦 人 科 小 児 科 医 院	本町1丁目20
横 山 医 院	若松町庵ノ上58-10
綾 部 市 志 賀 郷 診 療 所	志賀郷町北町19-2
綾 部 市 奥 上 林 診 療 所	故屋岡町三反田15
綾 部 市 中 上 林 診 療 所	八津合町神谷2-2
綾 部 さ く ら ホ ー ム	高津町遠所1-611
松 寿 苑 診 療 所	田野町田野山2-163
綾 部 老 人 保 健 施 設 あ や べ	小畑町埋野98-1

綾部市公告第109号

空調設備整備事業（小学校）及び放課後学級空調設備整備事業の小学校特別教室・放課後学級空調設備整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和3年10月25日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第503 85号 |
| (2) 工 事 名 | 小学校特別教室・放課後学級空調設備整備工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市上野町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 空調機設置
綾部小学校
特別教室 天吊形 同時ツイン 2組
放課後学級 天吊形 2組 |
| (5) 予定工期 | 令和3年11月23日から
令和4年 3月22日まで（120日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和3年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級又はB等級で登録されており、令和3年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和2年1月1日から令和2年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和3年10月25日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は480円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和3年10月28日（木）午前9時から午後6時まで

令和3年10月29日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年11月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和3年11月5日（金）から

令和3年11月8日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和3年11月10日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和3年11月15日（月）午前9時から午後6時まで
令和3年11月16日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出11月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年11月17日（水）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

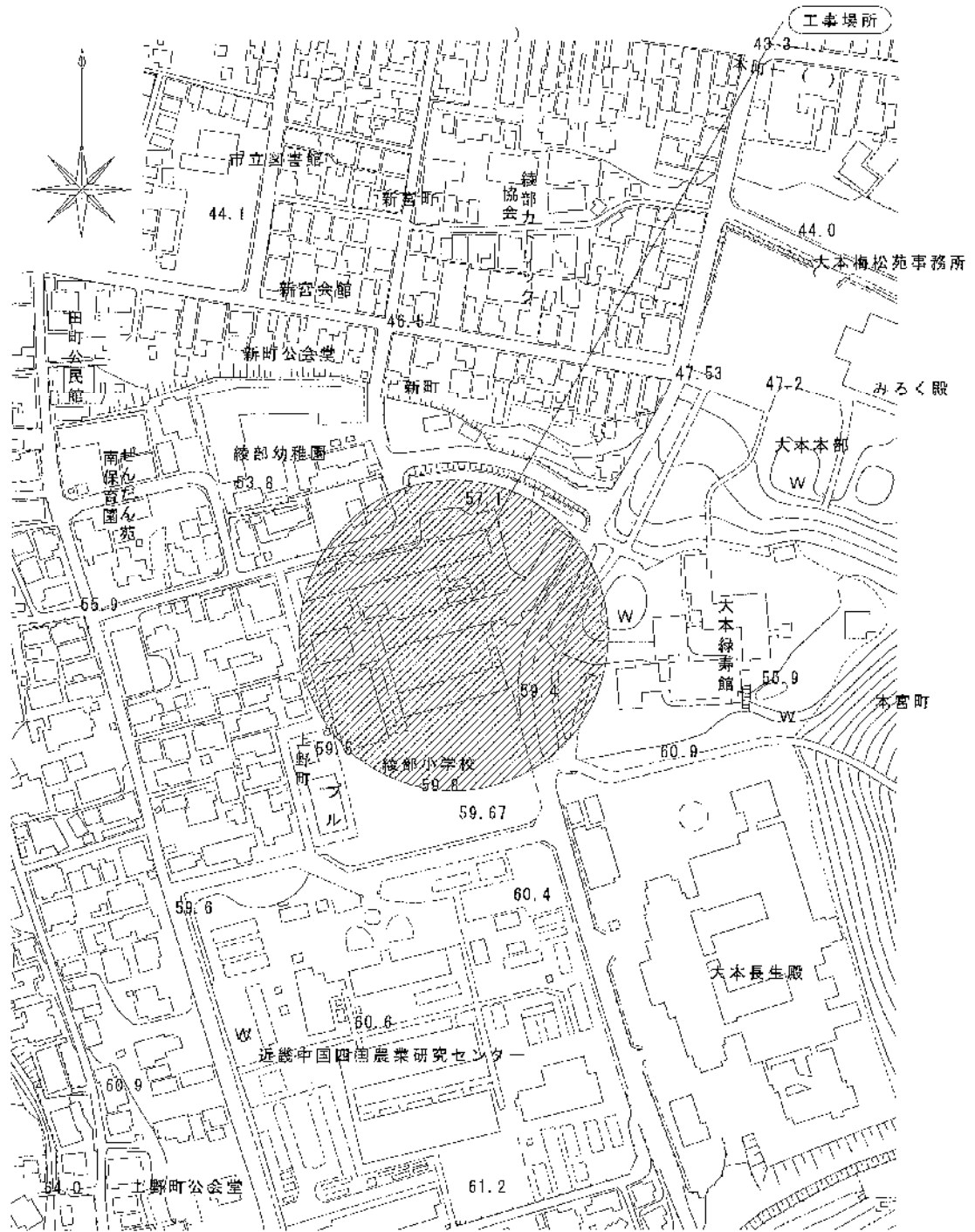
2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部小学校付近見取り図 1/2,500

綾部市公告第 1 1 0 号

空調設備整備事業（中学校）、中学校特別教室空調設備整備工事 その2に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和3年10月25日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第503 86号 |
| (2) 工 事 名 | 中学校特別教室空調設備整備工事 その2 |
| (3) 工事場所 | 綾部市豊里町外（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 音楽室空調機設置
豊里中学校 天吊形 同時ツイン 1組
八田中学校 天カセ4方向 同時ツイン 1組
何北中学校 天吊形 同時ツイン 1組 |
| (5) 予定工期 | 令和3年11月23日から
令和4年 3月22日まで（120日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和3年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級又はB等級で登録されており、令和3年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和2年1月1日から令和2年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和3年10月25日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は530円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和3年10月28日(木) 午前9時から午後6時まで

令和3年10月29日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年11月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和3年11月5日(金) から

令和3年11月8日(月) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和3年11月10日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開シス

テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和3年11月15日(月) 午前9時から午後6時まで
令和3年11月16日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出11月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年11月17日(水) 午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

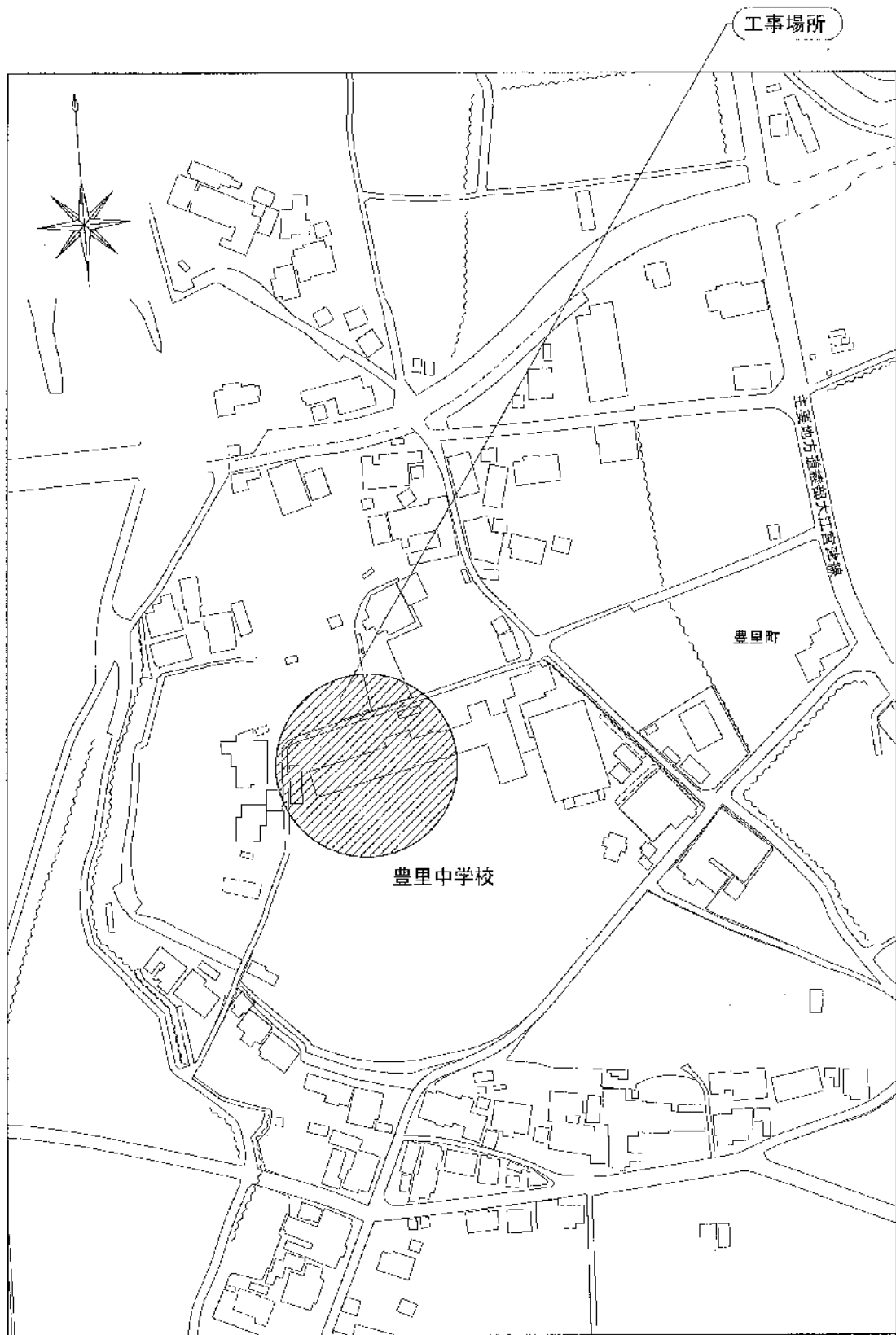
2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

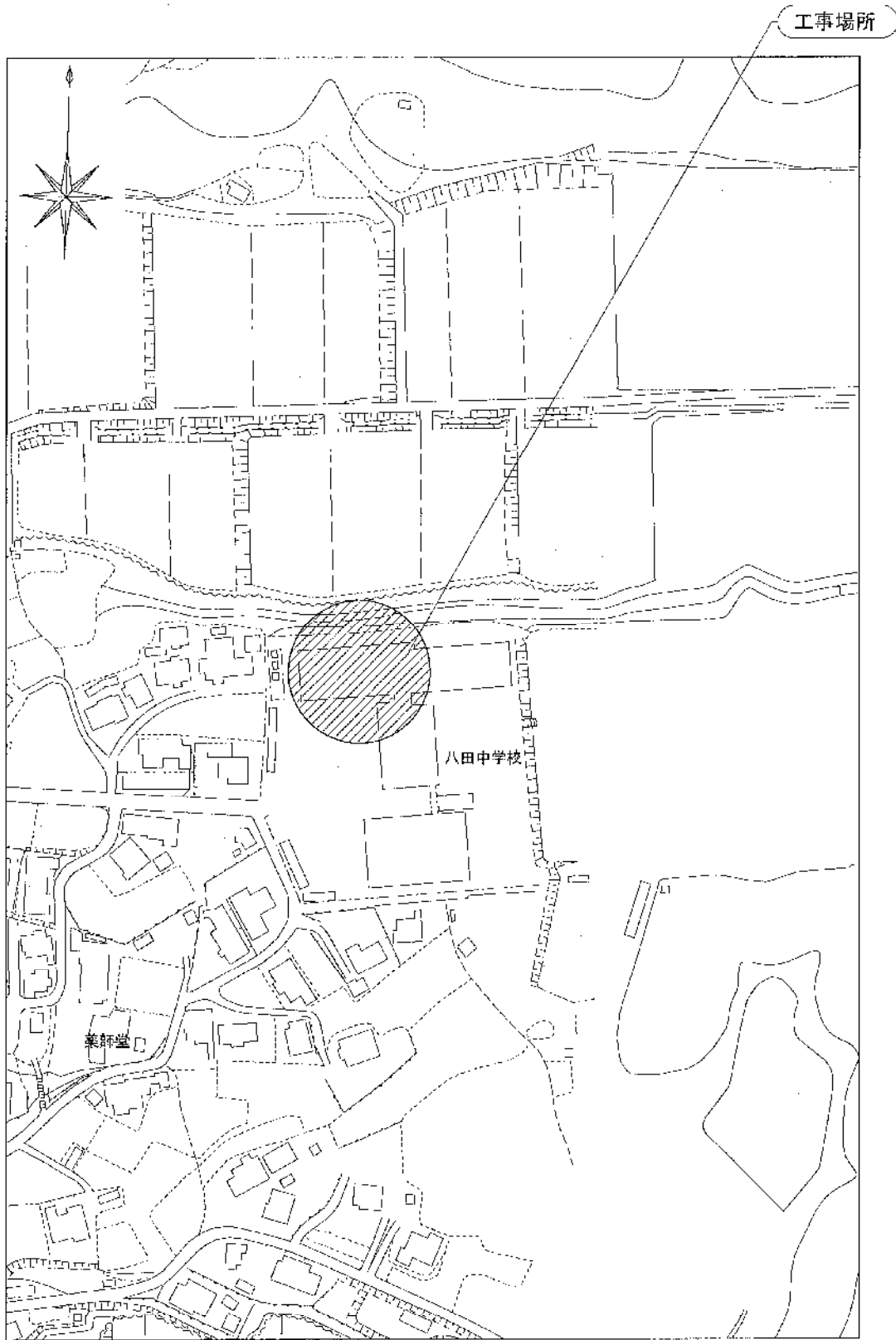
3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

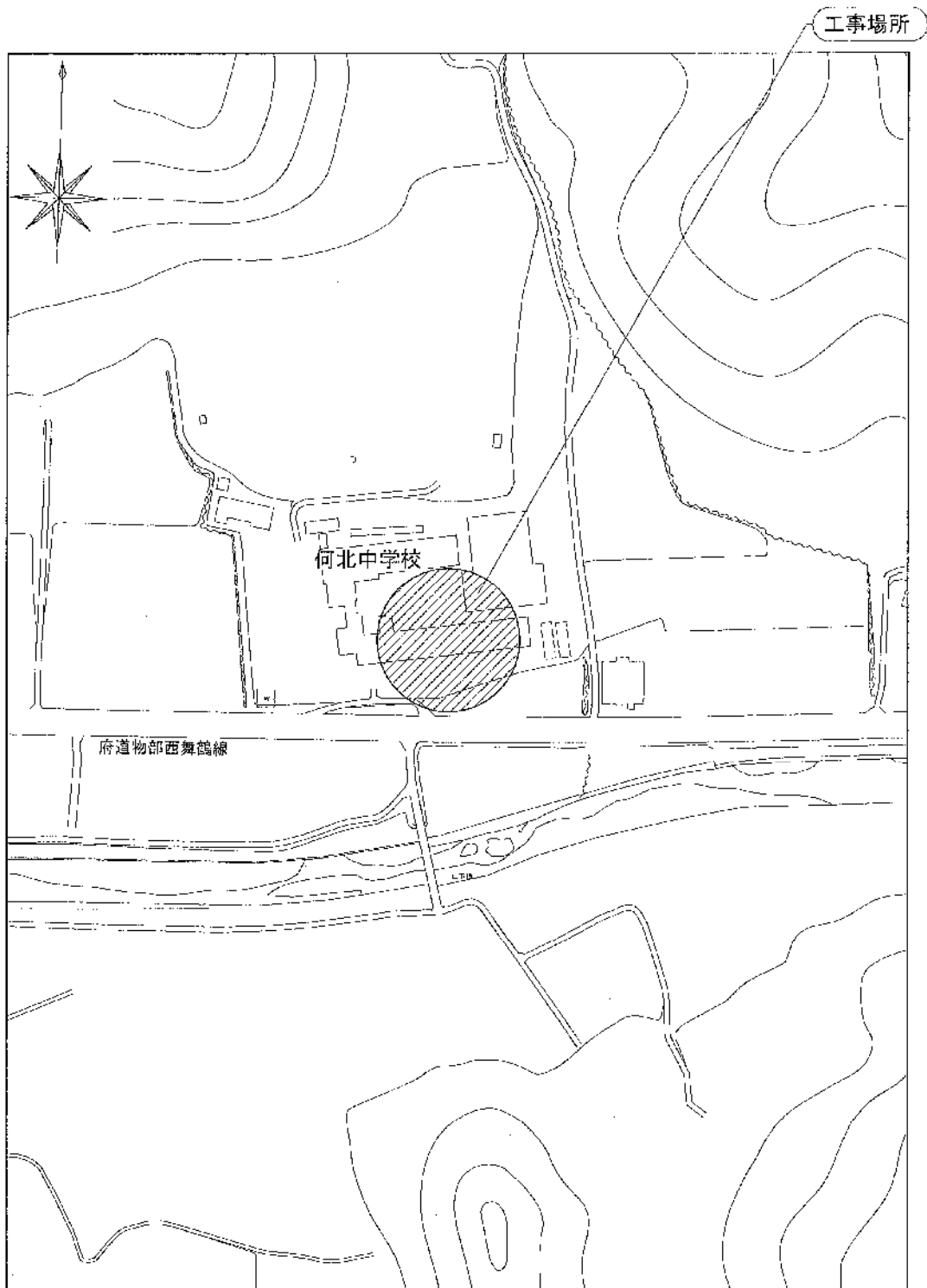
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



豊里中学校付近見取図 1/2,000



八田中学校付近見取図 1/2,000



何北中学校付近見取図 1/2,000

綾部市公告第 1 1 1 号

空調設備整備事業（小学校）、小学校特別教室空調設備整備工事 その4に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和3年10月25日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第503 87号
- (2) 工 事 名 小学校特別教室空調設備整備工事 その4
- (3) 工事場所 綾部市岡安町外（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 音楽室空調機設置
西八田小学校 天吊形 同時ツイン 1組
物部小学校 天吊形 同時ツイン 1組
志賀小学校 天吊形 同時ツイン 1組
- (5) 予定工期 令和3年11月23日から
令和4年 3月22日まで（120日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和3年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級、B等級、C等級のいずれかで登録されており、令和3年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和2年1月1日から令和2年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和3年10月25日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は530円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和3年10月28日(木) 午前9時から午後6時まで

令和3年10月29日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年11月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和3年11月5日(金) から

令和3年11月8日(月) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和3年11月10日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開シス

テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和3年11月15日(月) 午前9時から午後6時まで
令和3年11月16日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出11月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年11月17日(水) 午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

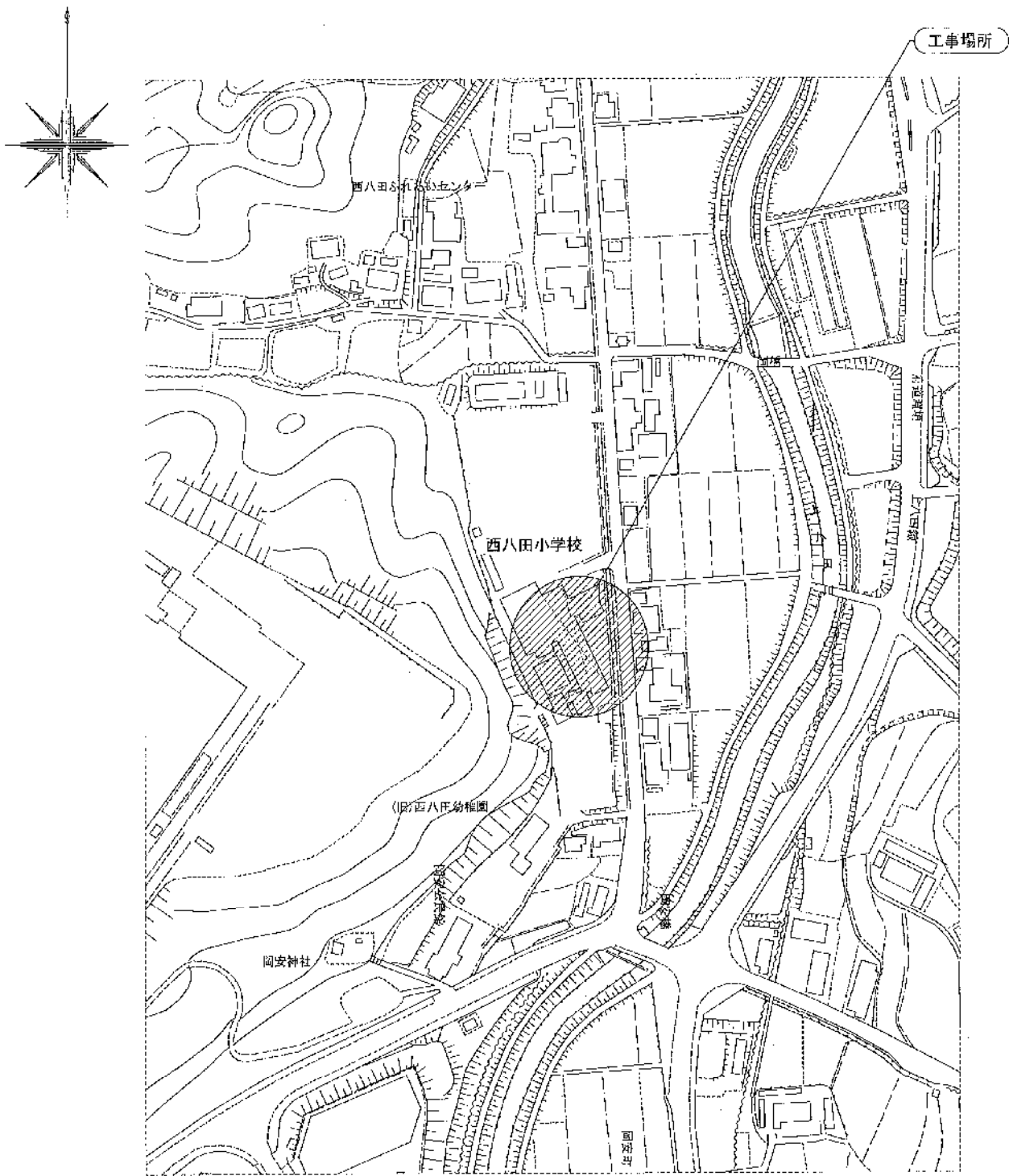
2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

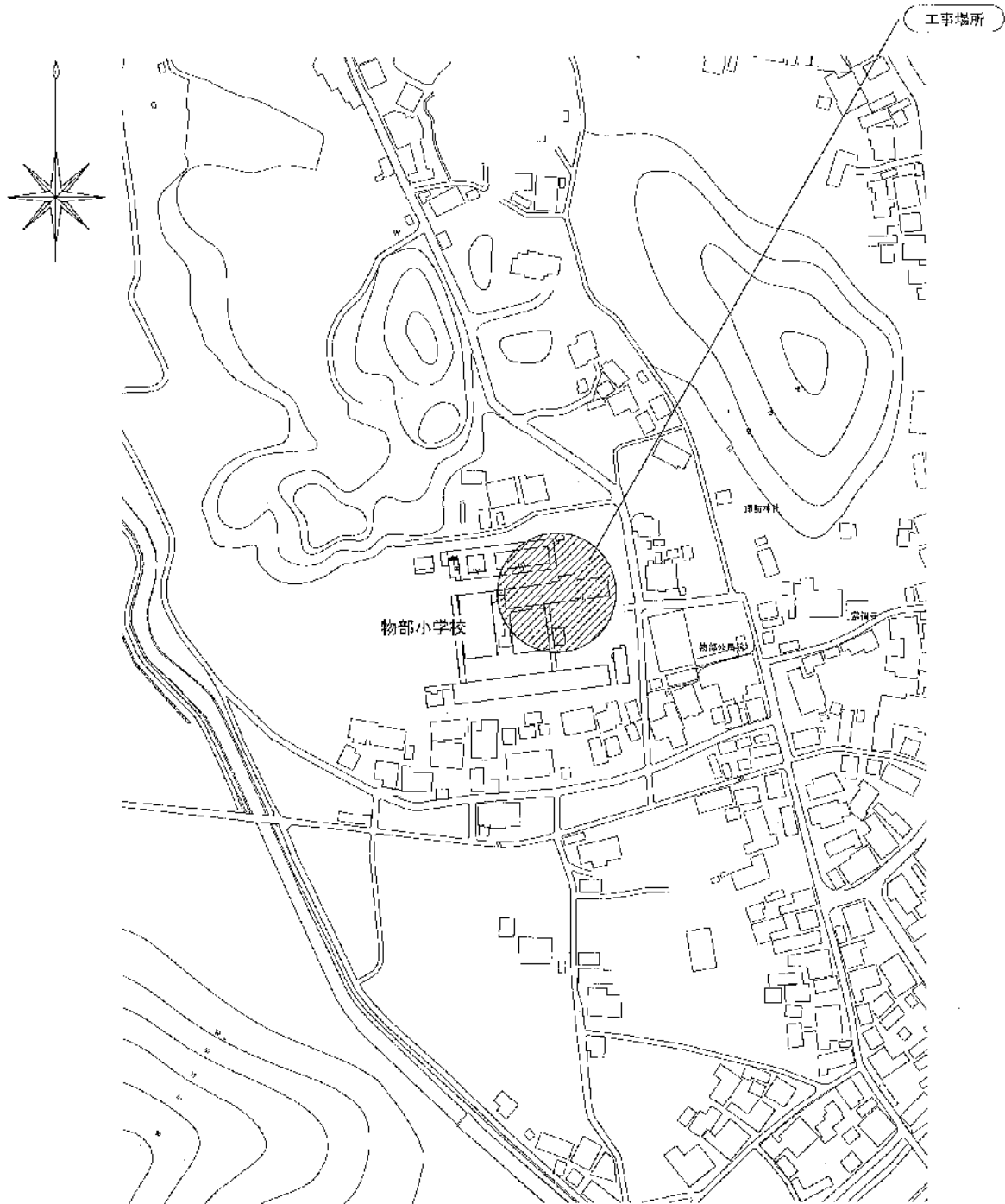
3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

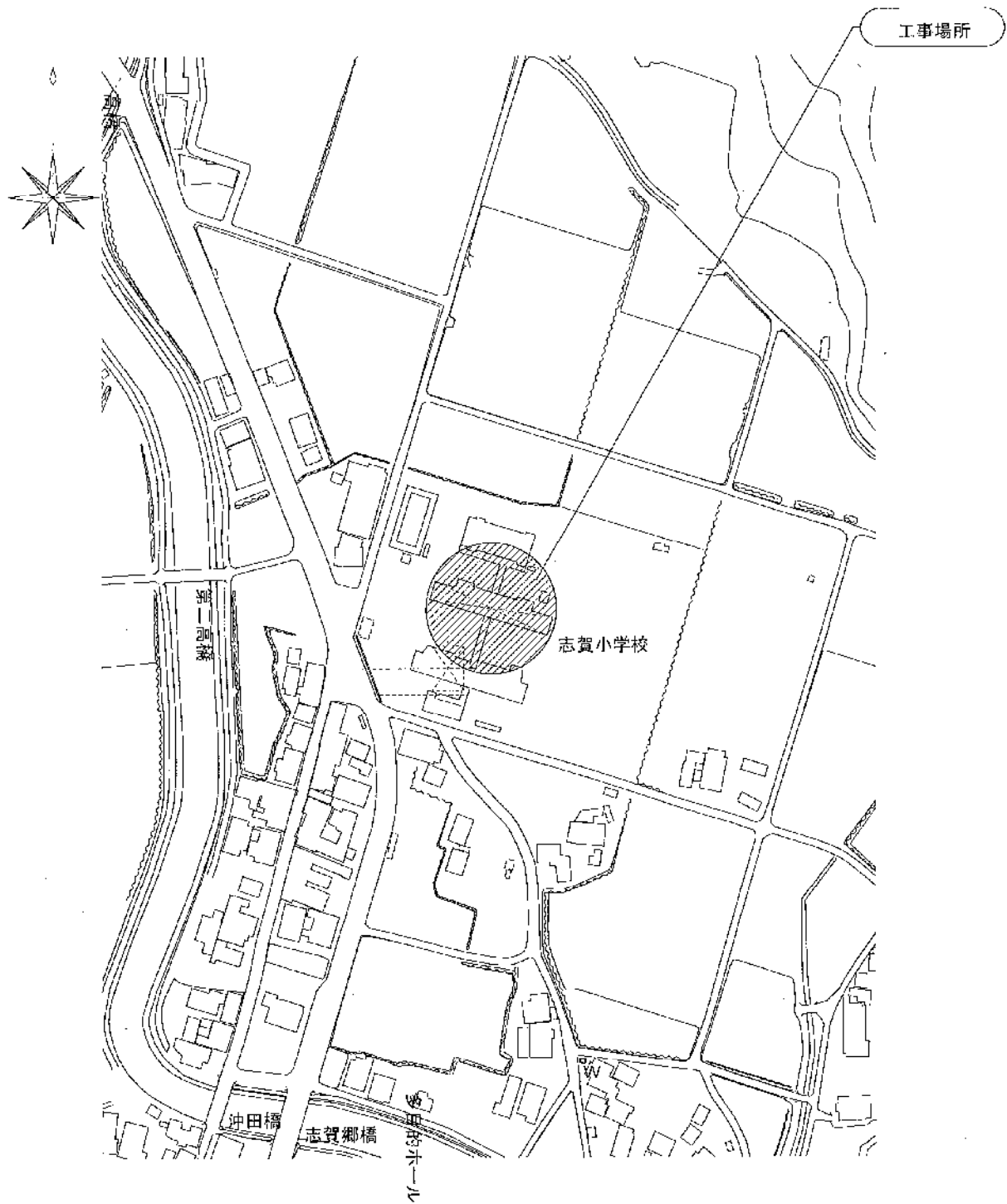
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



西八田小学校付近見取り図 1/2,500



物部小学校付近見取り図 1/2,500



志賀小学校付近見取り図 1/2500

綾部市公告第 1 1 2 号

宮代コミュニティセンター改修事業、宮代コミュニティセンターエレベーター改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 3 年 1 0 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 3 8 9 号 |
| (2) 工 事 名 | 宮代コミュニティセンターエレベーター改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市宮代町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | エレベーター改修 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和 3 年 1 1 月 2 3 日から
令和 4 年 3 月 2 2 日まで（1 2 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 3 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で機械器具設置工事の A 等級、B 等級、C 等級のいずれかで登録されており、令和 3 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 機械器具設置工事に係る綾部市発注工事で、令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

- (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

①期間 令和3年10月25日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は130円です。

（2）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和3年10月28日（木）午前9時から午後6時まで

令和3年10月29日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

（1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年11月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和3年11月5日（金）から

令和3年11月8日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和3年11月10日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和3年11月15日(月) 午前9時から午後6時まで
令和3年11月16日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出11月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年11月17日(水) 午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

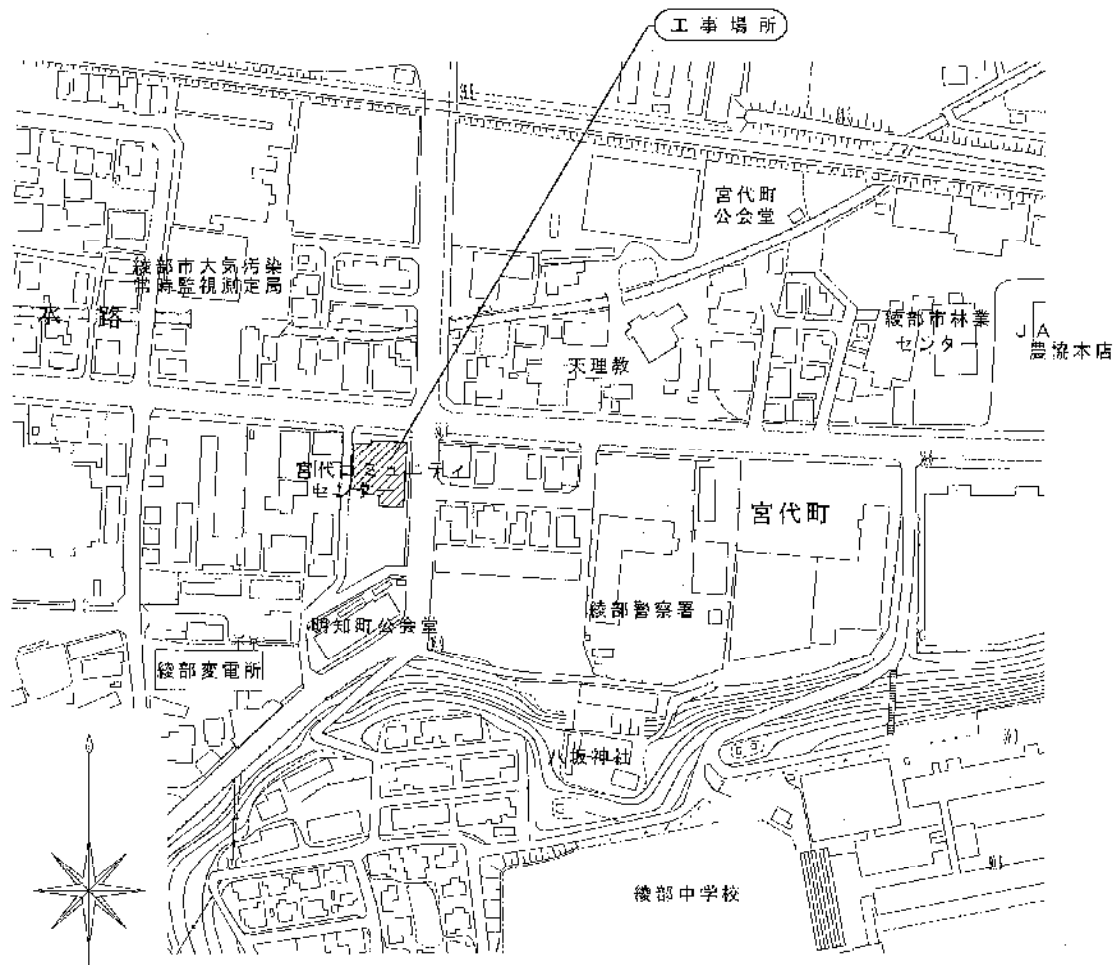
2) 主任技術者

- 1 機械器具設置工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



付近見取図 1:X

宮代コミュニティセンターエレベーター改修工事

綾部市公告第 1 1 3 号

水量水質安定的対策事業、位田町ほ場整備配水管布設替工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 3 年 1 0 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 3 9 1 号 |
| (2) 工 事 名 | 位田町ほ場整備配水管布設替工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市位田町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 配水管布設工
H I V P（R R ロング）φ 1 0 0 L = 1 1 3 . 5 m
配水管布設工
D C I P（G X）φ 1 0 0 L = 9 . 9 m |
| (5) 予定工期 | 令和 3 年 1 1 月 2 3 日から
令和 4 年 3 月 1 2 日まで（1 1 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 3 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事の A 等級、B 等級、C 等級のいずれかで登録されており、令和 3 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時 2 名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
 電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和3年10月25日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は640円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和3年10月28日（木）午前9時から午後6時まで

令和3年10月29日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年11月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和3年11月5日（金）から

令和3年11月8日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和3年11月10日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和3年11月15日（月）午前9時から午後6時まで
令和3年11月16日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は11月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年11月17日（水）午前10時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

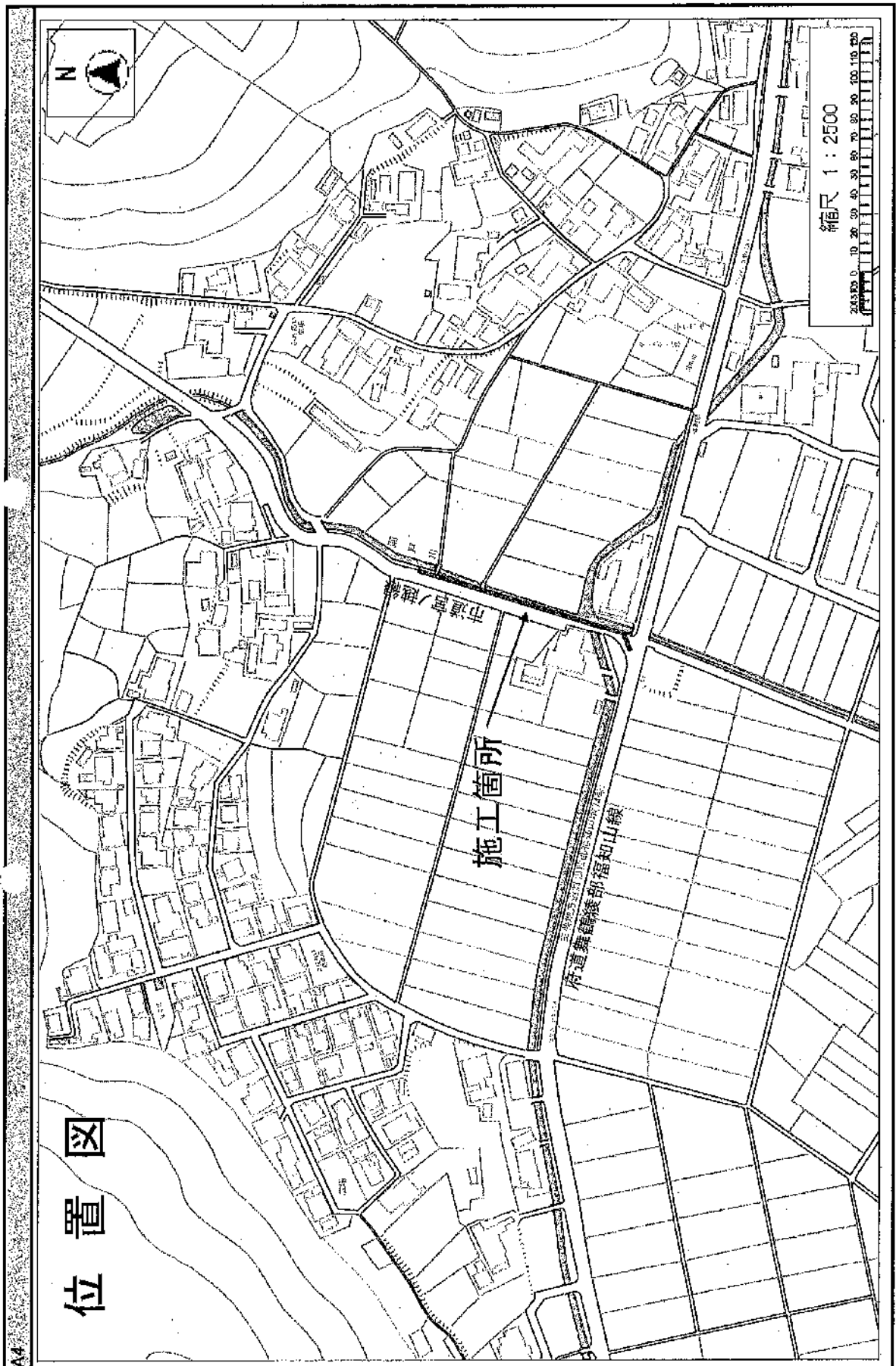
2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 1 4 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 3 年 1 0 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 送達を受けるべき書類の名称
督促状 兼 京都地方税機構への移管予告書

- 2 送達を受けるべき者の氏名又は名称
大町 光男
石井 敏昭
張 當 隆

綾部市公告第115号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和3年10月26日

綾部市長 山崎善也

- 1 捕獲日時 令和3年10月25日 午前10時頃
- 2 捕獲場所 綾部市岡町地内
- 3 動物種 猫
- 4 毛 色 茶、白
- 5 性 別 雌
- 6 体 格 小

(注意) 公告期間満了の日の翌日(令和3年11月1日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所環境衛生課

電話番号0773-75-1156

綾部市教育委員会告示第11号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和3年度第7回（10月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和3年10月21日

綾部市教育委員会

教育長 村上元良

- 1 日 時 令和3年10月27日（水） 午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）

綾部市選挙管理委員会告示第26号

令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和3年10月14日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

令和3年10月31日執行予定
衆議院議員総選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住所	名称
1	1	1	綾部市田野町風久呂	風久呂団地入口矢三商店様前畑
2	1	2	綾部市上野町上野5	西日本農業研究センター西側フェンス
3	1	3	綾部市田野町赤坂	田野町コミュニティセンター法面
4	1	4	綾部市寺町農屋敷	寺町西入口
5	1	5	綾部市上野町上野129	綾部幼稚園東側
6	1	6	綾部市新宮町91	綾部市立図書館
7	1	7	綾部市上野町上野168	綾部小学校フェンス
8	1	8	綾部市寺町上石	大谷住宅集会所フェンス
9	1	9	綾部市寺町農屋敷	正暦寺様西側駐車場
10	2	1	綾部市若竹町12	市役所東駐車場北側フェンス
11	2	2	綾部市川糸町丁畠地内	京都府綾部総合庁舎フェンス
12	2	3	綾部市並松町上溝口1	市民センター駐車場消防団綾部分団第2部横
13	2	4	綾部市野田町仲ノ後8-1	消防ポンプ格納庫前
14	2	5	綾部市味方町薬師前16	由比濱好子様宅
15	2	6	綾部市味方町舟ノ上8-1	菱田真人様宅
16	2	7	綾部市味方町薬師谷	紫水ヶ丘団地入口
17	3	1	綾部市若竹町8-1	綾部市役所
18	3	2	綾部市綾中町	大槻洋司様宅横フェンス
19	3	3	綾部市青野町西青野	Chou Chou サクラティエフェンス
20	3	4	綾部市西町三丁目南大坪	綾部市市民センター門塀
21	3	5	綾部市綾中町花ノ木30	アスパ様北駐車場道路側フェンス
22	3	6	綾部市青野町大塚	桑の苑門扉横フェンス
23	3	7	綾部市青野町大塚	市立病院前入口
24	4	1	綾部市駅前通東石ヶ坪	駅南広場府道側
25	4	2	綾部市相生町17	綾部保育園フェンス
26	4	3	綾部市神宮寺町重代1-1	昭和モータース様事務所横フェンス
27	4	4	綾部市本町七丁目53	旧日交商事(株)綾部整備工場様フェンス
28	4	5	綾部市本町八丁目95	(有)マルゼン様所有地
29	4	6	綾部市神宮寺町西谷	桑井組様作業所前公園
30	5	1	綾部市宮代町	八幡児童公園
31	5	2	綾部市井倉町館2	井倉町児童遊園地
32	5	3	綾部市宮代町前田	京都丹の国農協様本店
33	5	4	綾部市宮代町明知20	綾部中学校グラウンド下
34	5	5	綾部市井倉町梅ヶ畑20	日東精工様玄関前駐車場
35	5	6	綾部市井倉新町北大橋18-1	井倉新町団地3棟東側フェンス
36	5	7	綾部市井倉新町石風呂1	グンゼ研究開発部様フェンス
37	6	1	綾部市岡町斗代	美容室パンビー様横ブロック塀
38	6	2	綾部市延町北在家7	朝倉文芳様宅前
39	6	3	綾部市延町鳥居	小林商店様前ガードレール
40	6	4	綾部市安場町鳴竹12-1	鳴竹集会所
41	6	5	綾部市上延町岩鼻97	上延1号緑地
42	6	6	綾部市大島町二反田11-3	綾部ルネス病院様駐車場フェンス
43	6	7	綾部市大島町大江	大島町中公会堂前ガードレール
44	6	8	綾部市岡町下山27-37	樋口明様宅
45	6	9	綾部市大島町南天田井15-1	山崎モータース様駐車場
46	7	1	綾部市高津町高土井	集落入口市道ガードレール
47	7	2	綾部市高津町荒倉	高津農林組合様農産物集出荷施設横
48	7	3	綾部市高津町三反田	京都協立病院様フェンス
49	7	4	綾部市高津町藤ノ木5-2	プラトーあやべ様横空き地
50	7	5	綾部市高津町北川	高津町防火水槽

令和3年10月31日執行予定
衆議院議員総選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住所	名称
51	7	6	綾部市高津町藤ノ木	大槻裕成様宅前
52	8	1	綾部市里町敷田	府道綾部インター線四方順子様宅向かい付近
53	8	2	綾部市桜が丘一丁目	嶋田透様宅横フェンス
54	8	3	綾部市有岡町前田25	杉山泰一様宅
55	8	4	綾部市有岡町志庭垣	志庭垣橋横空き地
56	8	5	綾部市多田町鳴田33	参田建夫様宅
57	8	6	綾部市多田町前地	多田町公会堂
58	8	7	綾部市高倉町大懐	ゴミ集積所横
59	8	8	綾部市星原町井の谷1	星原町公民館下
60	8	9	綾部市小呂町岸ケ下12	渡辺彰様宅隣空き地
61	9	1	綾部市釜輪町乙味井根上	釜輪町公民館前ガードレール
62	9	2	綾部市釜輪町唐次道ノ上	山家東部簡易水道釜輪加圧ポンプ室フェンス
63	9	3	綾部市戸奈瀬町道ノ下	戸奈瀬町公会堂
64	10	1	綾部市鷹栖町豊後田32	基幹集落センター
65	10	2	綾部市下原町五反田	村上工務店様資材置き場
66	10	3	綾部市上原町戸尻8	山家駅前広場
67	10	4	綾部市下替地町北野	集会所付近防火水槽北側府道法面
68	10	5	綾部市東山町山家	東綾中学校グランドフェンス
69	10	6	綾部市旭町西ノ内	奥野定夫様宅前空き地
70	10	7	綾部市橋上町築14-1	橋上町集荷場前
71	10	8	綾部市広瀬町二和橋15	佐々木鉄工所様ブロック塀
72	11	1	綾部市和木町佐々戸	竹原いずみ様宅豚舎跡空き地
73	11	2	綾部市西原町弓矢	西原町公民館横防火水槽
74	11	3	綾部市和木町樋ノ口	市道と戸成2号入り口ガードレール
75	11	4	綾部市和木町和戸谷	和久一也様宅車庫横山すそ
76	12	1	綾部市上八田町西ノ迫	塩尻早苗様宅西側府道敷
77	12	2	綾部市上八田町泉ヶ丘坂口3	塩尻卓司様宅前防火水槽
78	12	3	綾部市七百石町中山11	慈眼寺様下防火水槽横畑
79	12	4	綾部市七百石町カイ中	大日バス停前府道敷(府道西側)
80	12	5	綾部市七百石町足縄手	消防詰所向かい側
81	12	6	綾部市七百石町八幡2	大町公会堂
82	12	7	綾部市七百石町湯ノ戸	十倉義様宅東側Y字路空き地
83	13	1	綾部市岡安町土樋ノ下5番地の1	交差点角
84	13	2	綾部市岡安町大道	西八田小学校
85	13	3	綾部市中筋町井根淵1-2	榎渋谷組様事務所先三差路先
86	13	4	綾部市中筋町鶴ヶ岡	木下商店様横防火水槽
87	13	5	綾部市中筋町野	中筋会館前畑
88	14	1	綾部市下八田町中溝8-9	斎藤明様宅前道路法面
89	14	2	綾部市下八田町柿差32	内藤昇様宅下
90	14	3	綾部市淵垣町藪ノ下6	梅原秋野様宅
91	14	4	綾部市淵垣町古川14	旧北都信用金庫淵垣支店様裏駐車場横空地
92	14	5	綾部市淵垣町三社田	あやべ台入口市道フェンス
93	14	6	綾部市淵垣町横田32	大田豊様宅横畑
94	15	1	綾部市中山町梅ノ木段6	四方克実様宅
95	15	2	綾部市中山町本丸段	井上久夫様宅前防火水槽
96	15	3	綾部市安国寺町井根尻9-2	渡邊品江様宅北側畑
97	15	4	綾部市安国寺町下背戸	安国寺公民館前
98	15	5	綾部市安国寺町上背戸	渡辺信和様宅前空き地
99	15	6	綾部市安国寺町宮ノ腰2	大槻幸一様前ガードパイプ
100	16	1	綾部市梅迫町鐘鑄場	八田地区交換機設置前

令和3年10月31日執行予定
衆議院議員総選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住所	名称
101	16	2	綾部市梅迫町溝尻	日本交通株式会社様梅迫営業所跡地
102	16	3	綾部市上杉町渋市	野間医院様東八田分院筋向い
103	16	4	綾部市上杉町横縄手	大石公民館前空き地
104	16	5	綾部市上杉町中嶋	東八田小学校上り口
105	16	6	綾部市高槻町城ノ腰21	消防ポンプ格納庫前法面
106	17	1	綾部市上杉町ヤボセ	鳥居野グラウンド前
107	17	2	綾部市上杉町道場14-5	京都丹の国農協八田支店様倉庫前府道法面
108	17	3	綾部市上杉町中寺口	施福寺公民館前
109	17	4	綾部市上杉町井ノ迫	(株)京綾貨物輸送様裏空き地
110	17	5	綾部市上杉町下雉路	吉田建一様宅前空き地
111	17	6	綾部市上杉町坂5-6	エムハウス様横法面
112	17	7	綾部市上杉町門ノ坪42	旧稲葉製作所様前空き地
113	18	1	綾部市於与岐町レダニ	上野司様宅先三差路空き地
114	18	2	綾部市於与岐町宮ノ下17	弥山会館入口横防火水槽
115	18	3	綾部市於与岐町安ノ坂	中川原作業場
116	18	4	綾部市於与岐町赤道	作業場跡地
117	19	1	綾部市黒谷町東谷3	黒谷資料館跡地
118	19	2	綾部市八代町藤角13-2	八代橋横
119	20	1	綾部市十倉志茂町大農	廣瀬義晴様所有空き地
120	20	2	綾部市十倉中町上川原65-1	東部グラウンド上り口空き地
121	20	3	綾部市十倉向町仲村	渡邊一成様宅横畑
122	20	4	綾部市十倉名畑町	旧口上林小学校フェンス
123	20	5	綾部市武吉町辻	武吉公民館前広場
124	20	6	綾部市佃町柳ヶ迫33	井上真弓様宅
125	20	7	綾部市忠町小白井	口上林分団第4部詰所東側道路法面
126	20	8	綾部市井根町南ノ前	永井フジ枝様宅前畑
127	21	1	綾部市位田町浦壁58番地	位田町浦壁58番地宅前庭
128	21	2	綾部市位田町市場	中位田遊園地フェンス
129	21	3	綾部市位田町蓮花寺	蘆田定一様宅横資材置き場
130	21	4	綾部市位田町寺町3-1	下位田遊園地前
131	21	5	綾部市位田町岬	旭ヶ丘公会堂前ガードレール
132	22	1	綾部市栗町ガラ	栗文化センターフェンス
133	22	2	綾部市栗町南ユルズ5-1	高橋辰一様宅
134	22	3	綾部市栗町桶底3-1	永井精様宅横ガードレール
135	22	4	綾部市栗町小東1	消防団豊里分団詰所フェンス
136	22	5	綾部市栗町北ノ前48	栗上茶業組合ガレージ東側
137	22	6	綾部市位田町岡倉	門数好様北側空地
138	23	1	綾部市豊里町福垣96	豊里警察官駐在所横茶畑
139	23	2	綾部市館町森下10	伊治卓様宅向かい側
140	23	3	綾部市館町シボラ	古和田工作所様横空き地
141	23	4	綾部市今田町元立石	今田自治会様駐車場
142	23	5	綾部市大島町上り戸	大島公民館前
143	24	1	綾部市小西町内田28	小西茶工場様
144	24	2	綾部市小西町有坪	小西簡易児童遊園地フェンス
145	24	3	綾部市鍛冶屋町茅倉16	里山交流研修センター前
146	24	4	綾部市鍛冶屋町六反	六反作業場前
147	24	5	綾部市小畑町中村	梅垣春樹様宅ブロック
148	24	6	綾部市小畑町天野前27	山下信行様宅石垣
149	25	1	綾部市石原町長畑	石原自治会ごみ集積所向かい府道法面
150	25	2	綾部市小貝町岬上通	小貝橋西側三叉路府道敷

令和3年10月31日執行予定
衆議院議員総選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住所	名称
151	25	3	綾部市小貝町所塚6-2	湯殿公会堂前ガードレール
152	25	4	綾部市私市町上野	私市東簡易児童遊園フェンス
153	25	5	綾部市私市町中村段	私市公会堂下ガードフェンス
154	26	1	綾部市物部町横椽	須波伎中央公民館前
155	26	2	綾部市物部町天野10	物部町防火水槽フェンス
156	26	3	綾部市物部町南前田1	四方友明様宅
157	26	4	綾部市物部町六地藏	下市バス停横空き地
158	26	5	綾部市物部町城山2	坂根昭様宅前庭
159	27	1	綾部市物部町東物部119	岸田児童遊園地
160	27	2	綾部市白道路町下五反田10-1	岸本孝昭様宅横畑
161	27	3	綾部市物部町西樋ノ口25	物部会館フェンス
162	27	4	綾部市物部町西樋ノ口	ふれあい広場フェンス
163	28	1	綾部市西坂町弥谷3	谷口忠夫様宅横防火水槽
164	28	2	綾部市西坂町黒満坪	諏訪神社様前空き地
165	28	3	綾部市西坂町段ノ岡38-1	大槻弘和様宅横防火水槽
166	28	4	綾部市西坂町宮床103-1	ごみ集積所横空き地
167	28	5	綾部市西坂町堂ノ岡22-1	堂ノ岡作業場下(中野様宅横)
168	28	6	綾部市西坂町東ノ段37	赤見坂作業場隣田和すみ江様宅
169	29	1	綾部市新庄町北37	石ノ隈バス停裏畑下
170	29	2	綾部市新庄町太ヶ鼻	旧しらはせ理容店様南側空き地
171	29	3	綾部市新庄町柿19-3	永井省三様宅前畑
172	29	4	綾部市新庄町初	奥ポンプ格納庫横
173	30	1	綾部市白道路町鎌倉田28	岡村佳子様宅横
174	30	2	綾部市白道路町谷ノ奥13	平田治様宅横畑
175	30	3	綾部市白道路町深田14	大石将文様宅隣法面
176	30	4	綾部市白道路町桜ヶ坪	榊白道路興農会様倉庫前法面
177	30	5	綾部市白道路町摺鉢田	山岡茂様宅先ガードレール
178	31	1	綾部市志賀郷町家際29	志賀公民館前
179	31	2	綾部市志賀郷町南町15	志賀郷バス停前
180	31	3	綾部市志賀郷町儀市前	下町橋土手
181	31	4	綾部市志賀郷町丁田8	志賀小学校前
182	31	5	綾部市仁和町亀ヶ坪26	塩見吉弘様宅前道路法面
183	32	1	綾部市向田町久保田	岡井保様宅敷地(東側)
184	32	2	綾部市別所町流田5-1	別所停留所前
185	32	3	綾部市別所町小丸山	別所町公会堂前ガードレール
186	32	4	綾部市篠田町クゴノシタ	山添達男様宅向かい府道法面
187	32	5	綾部市篠田町祝田8	篠田集荷場前
188	33	1	綾部市坊口町由里	坊口公会堂前
189	33	2	綾部市坊口町下山岡	京都縦貫道橋脚フェンス
190	33	3	綾部市金河内町辻道27	ほ場整備石碑前
191	33	4	綾部市金河内町筋海	加柴和成様宅横防火水槽フェンス
192	33	5	綾部市内久井町元屋敷	内久井公民館横倉庫
193	34	1	綾部市西方町薦ヶ迫	消防ポンプ格納庫横防火水槽フェンス
194	34	2	綾部市西方町味噌尾68	大槻國夫様宅
195	34	3	綾部市西方町貝尻	西方町公会堂横法面
196	34	4	綾部市西方町家ノ奥19	大槻修様宅
197	34	5	綾部市西方町虫田48	岡本勇様空き地
198	35	1	綾部市睦合町古川	ゲートボール場前空き地
199	35	2	綾部市睦合町念道	第一区公民館前
200	35	3	綾部市睦合町中畑	浅原公民館前

令和3年10月31日執行予定
衆議院議員総選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住 所	名 称
201	35	4	綾部市睦合町井谷2	寺澤正人様宅
202	35	5	綾部市睦合町下引地	引地公民館空き地
203	36	1	綾部市八津合町清水ノ下	片岡耕之助様宅横防火水槽
204	36	2	綾部市八津合町縄手	観光センター駐車場
205	36	3	綾部市八津合町馬場	馬場集荷場先防火水槽
206	36	4	綾部市八津合町祖里	井上昇様宅向かい市道ガードレール
207	36	5	綾部市八津合町村中	仲鳶孝男様宅横空き地
208	36	6	綾部市五津合町荒木48	岩崎冬子様宅ブロック
209	36	7	綾部市五津合町大田2-2	農産物直売所横法面
210	36	8	綾部市五津合町入道25	弓削作業場前ガードレール
211	37	1	綾部市五津合町ユリノ下	清水作業場向かい法面
212	37	2	綾部市五津合町高岸	鎌部稔様宅北側防火用水横
213	37	3	綾部市五泉町西巻	五泉荘向かい道路法
214	37	4	綾部市五泉町田中	市之瀬橋横道路法
215	37	5	綾部市五泉町宮ノ腰20-1	市志公民館前ガードレール
216	38	1	綾部市睦寄町長野	井長守様宅横畑
217	38	2	綾部市睦寄町段ヶ端	志古田公民館前法
218	38	3	綾部市睦寄町市場16	生野敦子様宅横空地
219	38	4	綾部市睦寄町鳥垣	坂尾呂神社様下
220	38	5	綾部市睦寄町堂ノ下14	草壁公民館跡地横
221	38	6	綾部市睦寄町有安1-1	有安公民館前グラウンドフェンス
222	38	7	綾部市睦寄町古井前	古井公民館前防火水槽
223	39	1	綾部市故屋岡町三反田	健康管理センター
224	39	2	綾部市故屋岡町小中13	仲道一彦様横防火水槽
225	39	3	綾部市故屋岡町在中	八代公民館横ガードレール
226	39	4	綾部市故屋岡町平垣	八木博喜様前防火水槽
227	39	5	綾部市故屋岡町神小谷下13-5	山崎正治様宅
228	39	6	綾部市光野町イガミ3	志馬嘉門様宅府道向かい側空き地
229	40	1	綾部市光野町前田	光野橋下詰道路縁
230	40	2	綾部市老富町堂ノ下	みのだ橋詰空地
231	40	3	綾部市老富町ヒシリ4-3	老富会館前
232	40	4	綾部市老富町西ガチ10	市茅野作業場

綾部市選挙管理委員会告示第27号

令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和3年10月14日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

- | | | |
|-------|------------------------------|---------|
| 1 日 時 | 令和2年10月19日（火） | 午後5時10分 |
| 2 場 所 | 綾部市役所本庁北3階会議室
綾部市若竹町8番地の1 | |

綾部市選挙管理委員会告示第28号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和3年10月18日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

555人

綾部市選挙管理委員会告示第29号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年10月18日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

9,236人

綾部市選挙管理委員会告示第30号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和3年10月18日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

4,618人

綾部市選挙管理委員会告示第31号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所を次のように定める。

令和3年10月19日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

投票所一覧

投票区	投票所の施設の名称	所在地
第 1 投票区	綾部市立綾部幼稚園	綾部市上野町上野 1 2 9
第 2 投票区	京都府中丹広域振興局綾部総合庁舎	綾部市川糸町丁畠 1 0 - 2
第 3 投票区	あやべ・日東精工アリーナ（市民センター）	綾部市西町三丁目南大坪 3 9 - 1 0
第 4 投票区	神宮寺公会堂	綾部市神宮寺町重代 2 0 - 1
第 5 投票区	綾部市林業センター	綾部市宮代町前田 2 0 - 5
第 6 投票区	綾部市ふれあいセンター	綾部市大島町内山田 3 2
第 7 投票区	高津公会堂	綾部市高津町荒倉 1 7 - 7
第 8 投票区	綾部市立吉美小学校	綾部市有岡町田坂 1 6
第 9 投票区	釜輪公会堂	綾部市釜輪町乙味井根ノ上 8 - 4
第 1 0 投票区	綾部市立東綾小・中学校	綾部市鷹栖町小丸山 2 5
第 1 1 投票区	西原作業場	綾部市西原町札ノ前 1
第 1 2 投票区	綾部市七百石コミュニティセンター	綾部市七百石町大釜田 1 5 - 5
第 1 3 投票区	綾部市立西八田小学校	綾部市岡安町家ノ下 1 0
第 1 4 投票区	下八田公民館	綾部市下八田町宮ノ越 1 4 - 2
第 1 5 投票区	安国寺公民館	綾部市安国寺町下背戸 6
第 1 6 投票区	綾部市東八田公民館	綾部市梅迫町溝尻 1 - 1 6
第 1 7 投票区	鳥居野公民館	綾部市上杉町鳥居野 1 6
第 1 8 投票区	弥仙会館	綾部市於与岐町宮ノ下 1 7
第 1 9 投票区	黒谷公民館	綾部市黒谷町東谷 2
第 2 0 投票区	綾部市健康ファミリーセンター多目的ホール	綾部市十倉名畑町欠戸 3 1
第 2 1 投票区	位田高城館	綾部市位田町市場 2 8
第 2 2 投票区	綾部市立豊里小学校	綾部市栗町花貝 2
第 2 3 投票区	館町公民館	綾部市館町宮ノ前 9 0 - 2
第 2 4 投票区	綾部市里山交流研修センター	綾部市鍛冶屋町茅倉 9
第 2 5 投票区	湯殿作業場	綾部市小貝町所塚 6
第 2 6 投票区	綾部市物部営農指導センター	綾部市物部町東野 4 6 - 1
第 2 7 投票区	物部会館	綾部市物部町西樋ノ口 2 5
第 2 8 投票区	西坂公民館	綾部市西坂町浄土寺 1 9
第 2 9 投票区	新庄公民館	綾部市新庄町柿 2 0
第 3 0 投票区	白道路公会堂	綾部市白道路町桜ヶ坪 2 0
第 3 1 投票区	綾部市志賀郷公民館	綾部市志賀郷町北町 1 7
第 3 2 投票区	向田公会堂	綾部市向田町稗イ森 4 2 - 3
第 3 3 投票区	金河内町公民館	綾部市金河内町泉田 3 0
第 3 4 投票区	西方公会堂	綾部市西方町貝尻 1 8
第 3 5 投票区	京都丹の国農協旧睦合連絡所	綾部市睦合町井谷 1 8
第 3 6 投票区	綾部市観光センター	綾部市八津合町縄手 1
第 3 7 投票区	五泉荘	綾部市五泉町西巻 1 2
第 3 8 投票区	ふるさと味あやべ工房	綾部市睦寄町鼠塚 3
第 3 9 投票区	綾部市林業者等健康管理センター	綾部市故屋岡町三反田 1 5
第 4 0 投票区	綾部市水源の里・老富会館	綾部市老富町ヒシリ 7 - 1

綾部市選挙管理委員会告示第32号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所を次のように定める。

令和3年10月19日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

期日前投票所名	所在地	期日前投票所を設ける期間
綾部市役所 本庁1階会議室	京都府綾部市若竹町8番地の1	令和3年10月20日(水)から 令和3年10月30日(土)まで 午前8時から午後8時まで
上林いきいきセンター	京都府綾部市八津合町 上荒木5番地	令和3年10月28日(木)から 令和3年10月30日(土)まで 午前9時から午後7時まで

綾部市選挙管理委員会告示第33号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における期日前投票所を次のとおり指定した。

令和3年10月19日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

施設名	所在地
綾部市役所 本庁1階会議室	京都府綾部市若竹町8番地の1
上林いきいきセンター	京都府綾部市八津合町上荒木5番地

綾部市選挙管理委員会告示第34号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和3年10月19日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

投票管理者・同職務代理者選任表

投票区	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
1	余田 眞	綾部市新宮町43	久下 博史	綾部市西町三丁目北大坪3-4
2	中塚 学	綾部市本町一丁目45	塩見 浩一	綾部市大島町岡ノ段35-7
3	平岩 敏之	綾部市井倉新町土ノ上4-15	吉松 正人	福知山市前田小字一ノ宮1440-8
4	伊藤 要子	綾部市本町六丁目47-2	野間 俊樹	船井郡京丹波町坂原森ノ本9-1
5	片山 亮太	綾部市宮代町7	松藤 晃	綾部市上延町下雑面77-1
6	小林 実彰	綾部市延町庭苜8-4	石原 良樹	綾部市青野町六反目27 グラン・ブルーL棟102
7	朝倉 正道	綾部市高津町北川72	平岡 靖之	綾部市高津町両岡谷31-3
8	村尾 泰造	綾部市有岡町田部32	植原 英一	綾部市里町西ノ糸19-3
9	林 秀行	綾部市戸奈瀬町道ノ上37	四方 和之	綾部市鷹栖町風呂屋11
10	佐々木 淳一	綾部市橋上町築50	中倉 司	綾部市上延町苜屋田8-1
11	梅原 敏彦	綾部市西原町箆原21-1	西村 亘	綾部市西原町弓矢16
12	福井 圭介	綾部市上八田町薬師前7	小嶋 剛史	綾部市上杉町石子7-6
13	塩尻 正明	綾部市岡安町中ノ段8	蕪理 忠則	福知山市北平野町12-9
14	冨田 宣之	綾部市湊垣町カトカ16-2	松下 修	綾部市桜が丘二丁目17-10
15	木村 路廣	綾部市中山町城山5	渡辺 秀和	綾部市七百石町西岡15
16	辻井 邦夫	綾部市梅迫町岡ノ段43	守屋 俊則	福知山市中坂町1-26
17	畠山 弘二	綾部市上杉町下町24-2	川島 稔久	綾部市味方町中ノ坪66-6
18	吉崎 敏明	綾部市於与岐町カミヤ6-1	野瀬井 常樹	綾部市桜が丘二丁目1-15
19	福田 定	綾部市黒谷町宮ノ越5	天野 将明	綾部市駅前通4-1
20	森 善文	綾部市十倉名畑町正号16	高橋 要一朗	綾部市桜が丘二丁目3-8
21	萩野 敏彦	綾部市位田町瀬戸14	村上 裕直	綾部市位田町坪7-8
22	仲江 もと子	綾部市栗町内沼40-6	梅原 俊介	綾部市若松町1
23	大槻 眞純	綾部市館町下館27	野間 義憲	綾部市青野町館ノ後40 バリウージュ青野A102号
24	塩見 百代	綾部市小畑町中村20	伊賀原 司	綾部市今田町下開10
25	塩見 博文	綾部市石原町野ノ下44-1	岩崎 成樹	綾部市青野町西ノ後27-12
26	坂根 修	綾部市物部町北馬場12-4	岡田 佳伯	綾部市物部町戸尻5-1
27	山下 眞一郎	綾部市物部町広畑77	森本 泰弘	綾部市若松町11-4
28	芦谷 和明	綾部市西坂町堂ノ岡14	岡田 太郎	綾部市神宮寺町加迫17-12
29	西田 好郎	綾部市新庄町大迫23	酒井 貴弘	綾部市桜が丘2丁目15-10
30	四方 勝一	綾部市白道路町桜ヶ坪32	居合 克樹	福知山市石原5丁目4-2
31	山下 政和	綾部市志賀郷町梅ヶ嶋16	出口 勇樹	綾部市綾中町花ノ木5
32	麿嶋 久男	綾部市向田町萩イ森2・3合地	近松 幹太	綾部市青野町館ノ後51 コーポ楓201
33	千原 昭男	綾部市内久井町元屋敷83	谷口 至	舞鶴市字七日市238-1
34	関口 誠	綾部市西方町桜21	村上 智規	綾部市中ノ町2丁目34-3
35	高橋 静夫	綾部市睦合町古川24-5	馬田 雅之	綾部市井倉町館12-5
36	寺垣 育生	綾部市大島町岡ノ段6-23	太田 治生	綾部市井根町菱田1-1
37	波多野 嘉和	綾部市岡町四ツ尾下32-7	森本 直樹	福知山市石原5丁目30
38	野々垣 眞哉	綾部市睦寄町草壁56	武 宏樹	綾部市青野町大塚81-2
39	森藤 連太郎	綾部市故屋岡町朝根48	田中 松彦	綾部市下八田町八ヶ谷1
40	岩崎 悦朗	綾部市西町三丁目南大坪39-2	古和田 実	綾部市睦寄町小野田8

綾部市選挙管理委員会告示第35号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和3年10月19日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

期日前投票所における投票管理者・同職務代理者選任表

綾部市役所本庁1階会議室

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
10月20日(水)	高野俊道	綾部市梅迫町中町38番地	岸見茉春	綾部市延町鳥居15プラシード103
10月21日(木)	中田誠治	綾部市上野町1番地の2	大槻一郎	綾部市高津町荒倉20番地の6
10月22日(金)	吉崎進	綾部市上杉町小嶋30番地	表裕紀	綾部市上野町下池田23-4
10月23日(土)	西田愛子	綾部市老富町小谷3番4番合地	近藤傑	福知山市宇土4-112
10月24日(日)	高野俊道	綾部市梅迫町中町38番地	松村淳史	綾部市青野町東馬場下21番地の16
10月25日(月)	西田愛子	綾部市老富町小谷3番4番合地	表裕紀	綾部市上野町下池田23-4
10月26日(火)	中田誠治	綾部市上野町1番地の2	飯室誠	福知山市篠尾新町3丁目74番地 ポレスター福知山1502号
10月27日(水)	吉崎進	綾部市上杉町小嶋30番地	四方健史	綾部市桜が丘2丁目14-12
10月28日(木)	吉崎進	綾部市上杉町小嶋30番地	大槻一郎	綾部市高津町荒倉20番地の6
10月29日(金)	中田誠治	綾部市上野町1番地の2	三本木紀子	綾部市青野町館ノ後43-1
10月30日(土)	吉崎進	綾部市上杉町小嶋30番地	野々垣博子	綾部市上延町岩鼻70番地の2

上林いきいきセンター

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
10月28日(木)	西田愛子	綾部市老富町小谷3番4番合地	志賀久男	綾部市上延町下雑面84番地の1
10月29日(金)	高野俊道	綾部市梅迫町中町38番地	梅原俊介	綾部市若松町1番地
10月30日(土)	西田愛子	綾部市老富町小谷3番4番合地	浜木宏一郎	福知山市字拝師小字今安川261番4

綾部市選挙管理委員会告示第36号

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

令和3年10月19日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

投票区名	投票所を開いている時間
第19区投票所（黒谷公民館）	午前7時から午後7時まで
第40区投票所（水源の里・老富会館）	午前7時から午後7時まで

綾部市選挙管理委員会告示第37号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における綾部市開票区の開票の場所及び日時を次のように定める。

令和3年10月19日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

- 1 開票場所 日東精工株式会社体育館
綾部市宮代町門ノ前20番地
- 2 開票日時 令和3年10月31日(日) 午後9時30分から

綾部市選挙管理委員会告示第38号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における綾部市開票区の開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和3年10月19日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

衆議院小選挙区選出議員選挙

開票管理者

住 所 綾部市梅迫町中町38番地
氏 名 高野俊道

同職務代理者

住 所 綾部市上野町上野1番地の2
氏 名 中田誠治

衆議院比例代表選出議員選挙

開票管理者

住 所 綾部市老富町小谷3番4番合地
氏 名 西田愛子

同職務代理者

住 所 綾部市上杉町小嶋30番地
氏 名 吉崎進

綾部市選挙管理委員会告示第39号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上のときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和3年10月19日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

- 1 場 所 綾部市役所本庁北3階会議室
綾部市若竹町8番地の1
- 2 日 時 令和3年10月28日（木）午後5時15分から

綾部市選挙管理委員会告示第40号

令和3年10月19日付け綾部市選挙管理委員会告示第34号で告示した令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における投票管理者職務代理者について、次のとおり変更した。

令和3年10月29日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

投票区	投票管理者職務代理者	
	氏名	住所
26	森本直樹	福知山市石原5丁目30
37	塩見徹	綾部市青野町鶉ノ目11-64

綾部市選挙管理委員会告示第41号

令和3年10月19日付け綾部市選挙管理委員会告示第37号で告示した令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における開票を開始する時刻は、6分繰り下げ午後9時36分とする。

令和3年10月31日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道